

## 【漢検漢字文化研究奨励賞】優秀賞

### 和化漢文における借字表記語彙について

#### ―中世文書の「目出（メデタシ）」を例に―

東京大学大学院博士課程学生・日本学術振興会特別研究員 山本 久

#### はじめに

古代以来の日本の識字層は、中国大陸から導入した漢字を、中国語文を読むためだけでなく、日本語文を書き表すためにも用いてきた。和化漢文（変体漢文）と称される、古典中国語文の表記をとった日本語文は、古文書、古記録、歴史書などの多様な資料カテゴリーに使用された文体として、日本語の書き言葉の歴史上に重要な位置を占める。

このような日本語史上に占める重要性から、和化漢文に対して、文体、文法、語彙、表記にわたる様々な角度からの研究が行われてきた。特に平安時代を中心とする共時的観点からの研究が積み重ねられているが、今後、通時的観点から和化漢文の変化の実態やその原理に迫る研究の進展も期待されており、稿者はこのような研究に関心を持つ。

和化漢文の変化について考える具体的な観点として、稿者は、形容詞「目出（メデタシ）」、助動詞「度（タシ）」のような、漢字の字義と日本語の語義に対応がない、いわゆる借字（あて字）表記をとる語に着目している。そもそも、和化漢文に使用される語は、「人（ヒト）」「行（イク）」「早（ハヤシ）」のように、語義に対応する漢字を慣習的に用いて和語を表記する正字表記の和語と、「人臣（ジンシン）」「出行（シユツカウ）」「急速（キフソク）」のように、中国語を漢字音のまま借用する漢語が大半を占める。一方、和化漢文の借字表記語は、峰岸明（二〇二二）の「特定の漢字に対して、漢字とその定訓という関係を成立させるには至らなかった」（一五八頁）、また山口佳紀（一九九三）の「漢字の表記法というものを持たず：仮名か宛字によって表記する外はなかった」（四三九頁）という指摘がある通り、確立した正字表記を持たなかった語である。このような、いわば非正字的な和語が、正字表記の和語と漢語を基盤とする和化漢文の語彙の中に成立・定着していくという現象は、和化漢文の通時的変化を端的に示す興味深い現象と言えるだろう<sup>1</sup>。

本稿では、和化漢文の語彙体系の中に、借字表記語彙が、時に語義や用法の変化を経ながら成立・定着・拡大する一連の展開が「和化漢文の語彙の変化」を示すものという前提に立つたうえで、この変化がどのように起こるのかという問題を理解することを目指したい。その一事例として、中世以降に使用された形容詞「目出（メデタシ）」<sup>2</sup>という語を取り上げて検討を行う（例1）。

【例1】真經寺藏法華經紙背文書・貞永元（一二三二）年一〇月一〇日尊性法親王書状  
『鎌倉遺文』六卷四三九六号<sup>3</sup>。

御遜讓之儀、如<sub>レ</sub>思食<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遂候之条、先以<sub>レ</sub>目出<sub>レ</sub>候、念可<sub>レ</sub>参入<sub>レ</sub>候之处、尊性拝堂、乍<sub>二</sub>私事<sub>一</sub>難<sub>二</sub>黙止<sub>一</sub>候之間、遅参之条、旁恐思召無<sub>レ</sub>極候、日来両会無為執行候了、去夜罷

下候、大札等山上御祈、殊抽<sub>レ</sub>三肝胆<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>尽<sub>三</sub>精誠<sub>一</sub>候云々、来十四日御幸始一定候歟、如<sub>レ</sub>此事等、今一寺之間、相<sub>三</sub>扶窮屈<sub>一</sub>、可<sub>二</sub>參入<sub>一</sub>候之由、可<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>洩披露<sub>一</sub>、尊性敬言上、

十月十日

尊性上

進上人々御中

なお、本稿は、拙稿（二〇二三）の内容を大幅に加筆・修正したものである。拙稿（二〇二三）をはじめとする稿者の既発表論文の内容は前提とせず、これらに既出の概念や調査結果についても改めて提示していることを断っておく。

## 第一節 和化漢文の借字表記語彙に関する先行研究と研究の視点

### 第一項 和化漢文の借字表記語彙についての先行研究

本節では、和化漢文の借字表記語彙に関する先行研究を検討し、本稿の位置づけについて述べる。そのうえで、本稿が行う検討の具体的な観点について、現状の和化漢文研究の課題に関連させながら述べたい。

まず、和化漢文の借字表記に関する先行研究を検討していく。「はじめに」で述べたように、和化漢文の借字表記語彙は、確立した正字表記を持たなかった語彙であることが、峰岸明氏、山口佳紀氏によって指摘されている。本稿の検討は、両氏の見解を理論的な前提に据えて、和化漢文の語彙の変化を示す素材として借字表記語彙を扱うものである。

峰岸氏・山口氏の理論的な検討のほかに、特定の資料、資料カテゴリーにみられる借字表記語彙の報告が多くなされている。部分的な指摘も含めるとより多くの報告があると思われるが、山口佳紀（一九九三）四二八～四四一頁、峰岸明（二〇二二）一五五～一五七頁に公家日記の用例が多く挙げられているほか、古文書についての田島優（二〇一七）一〇〇～一一一頁、『古事談』についての櫻井光昭（一九八八）二四三頁、『吾妻鏡』についての山本真吾（二〇一七）a 一三〇頁、『庭訓往来』についての岩淵悦太郎（一九五五）二三頁などがある。また、田中草大（二〇一九）は、和化漢文が「特定の日本語文に再現可能であるか」という議論に対し、再現可能であるとする立場を表明する中で、借字表記語彙の存在をその根拠の一つとして挙げている（二八～三四頁）。

このように、借字表記語彙の理論的検討や個別的な指摘が行われる一方で、借字表記語彙が具体的にどのように使用されたか、すなわち、どのような性質の資料や文体に、どのような意味用法で使用されたのか（あるいは使用されなかったのか）、という点への検討は、個別的な指摘以上に深められていないように思われる。

このことは、田中草大（二〇一九）が指摘しているように、借字表記語彙が、正字表記の和語や漢語に比べれば「飽くまで例外的・補助的なもの」（三三七～三三八頁）だったことが理由だろう。稿者も、和化漢文の語彙体系の中で、借字表記語彙が正字表記の和語や漢語に比べて例外的な存在だったことは否定しない（例1）に挙げた古文書も、借字表記語は「目出（メダシ）」のみである）。しかし、借字表記語彙は、表記的な面でも語彙的な面でも、非漢文的（≡非中国語文的かつ、非漢文訓読文的）な面を先鋭化させた存在と言える。このような「端的に非漢文的」な存在がどのような特徴をもって使用されたのかを理解することは、過去の識字層が和化漢文を作成する中で、非漢文的な現象に対してどのような意識を持ち、それをどのように使用していたのかという点に迫る上でも、重要な検討だと考えている。

## 第二項 和化漢文研究の課題―資料カテゴリーの固定化―

「はじめに」で述べたように、和化漢文は日本語の書き言葉の歴史的な研究の上で重要な意味を持つが、従来の和化漢文の研究は平安時代を中心とする共時的観点が多く、(i)時代的な偏り・共時的研究への偏り、という課題がある。そして、このような課題のもとで、「和化漢文の語彙の変化」を端的に示す借字表記語を検討することを決めたわけだが、それでは、この「変化」をどのような観点から観察していけばよいだろうか？

稿者は、現状の和化漢文研究には、(i) 以外に二つの大きな課題があると考えている。本節では、これらの課題について指摘しながら、借字表記語「目出(メデタシ)」を検討する具体的な観点について、その二つの課題に関連させて述べていきたい。

まず、(ii) 資料カテゴリーの固定化、という課題がある。田中草大(二〇一九) 六二―六三頁でも指摘されているように、従来の研究では、古文書、公家日記といった特定の資料カテゴリーを自明なものとして設定し、その性質を探る、という方法を採用するものが多かったように見受けられる。

もちろん、いずれの資料カテゴリーを対象に据えるにあたっても、対象外の資料カテゴリーへの言及がなされることは少なくなかった。例えば潘曉琦(二〇二四) は、平安期の公家日記にみられる「在打敷」などの「在十物事」という破格表現が平城京木簡にも見えることを指摘して、「破格「在十物事」のルーツを、奈良時代からの文書語に求めることができるのではないか」と述べており(四二頁)、貴重な指摘である。ただし、研究の出発点となる対象の選定の段階で、資料カテゴリーの自明性を疑う視野は少なかつたように思われる。また、資料カテゴリーを横断し、和化漢文を総体として捉えて行われた研究においても、日本語学的検討の結論から遡及的に資料カテゴリーの再検討を行う道は開かれていたように思われるが、管見の限り実現はしていない。

さて、田中氏は「資料カテゴリーの固定化」という問題が、「変体漢文を総体的に捉える観点による研究」(六二頁)を少なくしている、とし、「記録・文書・典籍という文献種を超えた、平安時代の変体漢文一般が有する言語的性格というものがそもそも存在するのか、また、するとしたらそれはどのようなものであるか」という問題を設定している(六三頁)。しかし、田中氏の著書では、結果的に、「変体漢文」全体について指摘できる「一般的性格」としての「日常語性」を指摘する(一七九頁) 一方で、軍記物語『将門記』や靈驗記『法華驗記』には古記録や古文書と異なる特徴があったり、古文書の中でも上申文書のみに異なる特徴があったりと、「資料間の言語的性格の相違」も指摘されている(一七九―一八七頁)。

この一見して相反する特徴について、田中氏は、「日常語性の発揮ということが基本であり、訓読語的要素の活用はその補助的なものということになるかと思われる。そしてその「補助」をどれほどに活用するかは、変体漢文の中でも、記主の志向や、資料・表現場面等の要請に左右される」という解釈を示している(三六二頁)。私見では、この解釈そのものは首肯される一方で、田中氏の結論には、そもそも「変体漢文」という文体カテゴリーや「記録」「文書」といった資料カテゴリー自体に再考の余地があるという展望が、逆説的に示唆されているように思われた<sup>4</sup>。

本稿は、田中氏の問題意識を継承しつつ、むしろ、資料カテゴリーが自明のもとして固

定化され、当該カテゴリー内での差異や、カテゴリーそのものの再編成の可能性に目が向けられにくかった傾向を問題としたい。このような問題に言及した先行研究として、磯貝淳一（二〇二〇）は、公家日記『後二条師通記』の「本記」と「別記」の文体差を「書記」という概念から捉え直し、「ジャンル等の外的区分に因って行われてきた和化漢文の文体範疇に対して、異なる場・目的において成立したテキストの言語的差異を描き出すことによって、言語的観点からの再範疇化」を行う意義を指摘している（二二頁）。このような検討はまだまだ途上の段階にあると言えるが、磯貝氏の提起した問題意識に基づいた検討が一層求められるだろう。

もっとも、資料カテゴリー内での差異を抽出すること、カテゴリーの再編成を試みることは、表白と願文の文体史的研究である山本真吾（二〇〇六）において、広範な文献学的調査のもとで「表白」と「願文」というカテゴリーが設定されていることからもうかがえるように、当該資料に対する本質的な理解とカテゴリーに対する厳密な定義を要する困難な作業である。しかし、いかなる資料を問題とするにあたっても、当該資料そのものを対象とする研究（古文書学、古記録学、文献学…）の成果が積み重ねられているからこそ、これらの成果を吸収しながら、日本語学的検討を施す意義があると考えている。

そのうえで、本稿では、和化漢文の資料カテゴリーとして古文書を中心に据え、古文書の用例の観察を出発点として右のような課題に取り組みたい。一口に「古文書」と称される資料には、相田二郎（一九四九・一九五四）に詳細な整理がある通り、公式様文書、書札様文書、上申文書といった様式大分類、さらに公式様文書の中の解、符、牒、書札様文書の中の書状、奉書、書下といった様式小分類があるように、きわめて多様な様式が存在することが知られている。このように多様な様式が存在すると、それぞれの様式に応じた、異なる言語表現が使用されていたことが想定される。

そして、多様な様式・言語表現を形成していた古文書を対象とすることにより、和化漢文の変化する面、変化しない面の差異も明確になり、資料の性質に応じた変化の原理が浮かび上がることが期待されると考える。また、資料カテゴリー内での差異が大きい古文書を中心として検討したうえで、その結果を記録、典籍といった他カテゴリーと比較することは、従来の資料カテゴリーを超えたところに、和化漢文の一般性と内部の差異を見出すことにつながるだろう。

このような検討は、ここ半世紀の古文書学において、「文書」「記録」「典籍」という資料分類の相対化を図ることが目指されてきたことに鑑みた時、日本語学的な立場から史料論に寄与するとともに、両分野を共同的に発展させていく道を開くものと言える。これらの古文書学の動向や、その成果を踏まえて、本稿が「古文書」という資料ジャンルをどのよう to 定義するか、という問題については、第二節第二項で述べることにしたい。

### 第三項 和化漢文研究の課題―話し言葉研究との乖離―

次に、三つ目の課題として、(iii) 話し言葉研究との乖離、という課題がある。共時的・通時的観点を問わず、和化漢文の研究として、用字法研究を含む表記研究、特定の資料カテゴリーに固有の定型表現の研究などの蓄積は多いが、これらはそれ自身重要な成果である一方、話し言葉を対象とする文法史や語彙史とは異なる領域を形成することとなる。もちろん、各研究分野に固有の領域が存在することは言うまでもないが、話し言葉の歴史と

関連させた検討をより自覚的に行うことは、他分野との連携のもとに、日本語研究一般、さらに言語学一般へと開いていく形で和化漢文の研究を深化させることにつながると考える。

このような観点から研究史を振り返ると、和化漢文の話し言葉性を具体的に示唆する貴重な指摘もなされていた。平安期を対象とした研究は第二節第三項で言及するが、和化漢文の変化と話し言葉との関係に言及した研究もみられる。例えば、鈴木恵氏による一連の形式名詞研究の中には、「専ら「アヒダニ」を用いていた和化漢文に、更に「ホドニ」が存するようになった訳である。これは、和文の影響によるものと考えられ」（鈴木恵（一九八二）五〇頁）という指摘や、「平安中期以降、和化漢文資料に新たに加わることになる時の形式名詞の殆どが、和文出自のもので占められる」（同（一九九五）二一五頁）という指摘がある。また、鈴木氏のように和文からの直接的な影響を指摘したものではないが、山本真吾（二〇〇六）第二部第二章では、表白の対句が長文化していく現象を「表現の内容に従って自由に対句を構え立てるようになった」傾向と解釈したうえで、一文が長文となる傾向がある和文との共通点を指摘している（六三八頁）。両氏の検討の中では、和化漢文に現れる和文的要素が「話し言葉的」と位置づけられているわけではないが、平安期における「和文Ⅱ話し言葉的」という図式を前提とすれば、和化漢文の変化が話し言葉を反映する形で生じていたことを読み取ることは可能だろう。

もつとも、「和文Ⅱ話し言葉的」という図式はあくまで平安期のものであるため、中世以降の和化漢文の変化が話し言葉とどのように関係するのかという問題については、中世以降の話し言葉を反映した資料との比較を通して検討が求められる。この点に関しては、形式名詞「条（デウ）」、補助動詞「被成（ナサル）」等が、古記録の語から話し言葉へと発達するという堀畑正臣（二〇〇七）第一部第二章・第三章の指摘、室町期の公家日記における「懸御目」「無余儀」などの句を「室町時代語と思われる和語」の使用と指摘した小山登久（一九九六）八二六頁の指摘などを継承しつつ、一層の検討を行う余地があるだろう。また、「話し言葉」というものをどのように定義するかという点も問題となるが、この問題も第二節第三項で扱うことにする。

以上、現状の和化漢文研究の課題として、（i）時代的な偏り・共時的研究への偏り、（ii）資料カテゴリーの固定化、（iii）話し言葉研究との乖離、という三点を挙げた。ここから、稿者の問題意識のもので取り組むべき課題は、（i）和化漢文の変化の原理を、（ii）資料カテゴリーとの関わり、（iii）話し言葉との関わり、を視野に入れながら検討すること、に定めることができる。そして、本稿の目標は、借字表記語「目出（メダタシ）」が使用されるという「和化漢文の語彙の変化」を、それが古文書という資料カテゴリーとどのように関わるか、話し言葉とどのように関わるか、という観点から検討すること、となる。

## 第二節 用語の定義―「和化漢文」「古文書」「話し言葉」―

### 第一項 「和化漢文」について

#### 第一目 「和化漢文」の定義

前節において、本稿の目標を、「借字表記語「目出（メダタシ）」が使用されるという「和化漢文の語彙の変化」を、それが古文書という資料カテゴリーとどのように関わるか、話し言葉とどのように関わるか、という観点から検討すること」とした。本節では、この目

標の中に含まれる「和化漢文」「古文書」「話し言葉」という概念について、本稿における各概念の定義と、その背景となる考え方について、稿者の立場を説明していく。

まず本項では、「和化漢文」という用語を使用する理由と、その定義について説明を行う。本稿は、「和化漢文」を、「古典中国語文の表記をとりながら、非中国語文的な表記現象や、非漢文訓読文的な文法・語彙現象の使用を許容する日本語文」と定義する。

この定義は、田中草大（二〇一九）において示された「変体漢文」の定義に基本的に従うものである。田中氏は、日本で作成された漢字文（日本漢字文）を「訓読非拠」の〈甲〉中国語文（古典中国語文）と「訓読準拠」の「漢文」に分け、さらに「漢文」を「正格志向」の〈乙〉正格漢文（正格志向漢文）と「正格非志向」の〈丙〉変体漢文に分けている（二二頁）。本稿では、田中氏の言う「正格志向」という術語を「中国語文的な表記現象や、漢文訓読文的な文法・語彙現象への志向」と具体化させ、さらに「変体漢文」を「和化漢文」と呼ぶが、①日本漢字文を、訓読への依拠の是非に応じて中国語文と日本語文（漢文）に二分すること、さらに②漢文を、正格漢文への志向の強弱に依拠してさらに二分すること、の二点で、基本的な考え方は田中氏の定義に従うものである。

また、「和化漢文」（変体「漢文」）とは漢字を主用するという表記体に着目した命名であるが、このような表記体が、その背後にある文法・語彙などの文体をも規定するという前提のもとで、文体についての検討を行うという点も田中氏の立場（一〇頁）と同じである。また、この場合の「文体」という用語は、ピエール・ギロー（一九五九）の「話し主あるいは書き主の本性と意図によってきまってくる表現手段の選択から生じた、陳述の様相」（二二五頁）という定義に従うとともに、「表現手段の選択」として文法、語彙を想定するということである。

ここから、本稿で、「和化漢文の語彙の変化」というのは、「特定の表記体（漢字主用）」と、そのような表記体によって規定される文法・語彙現象（広義漢文訓読語、記録語…）を特徴とする「和化漢文」という文体カテゴリーの存在を想定し、そのような文体の枠そのものが維持されながらも、その内部で語彙の選択の幅に変化が生じていく過程」という意味である。

## 第二目 「和化漢文」という用語

次に、「和化漢文」という用語についても説明しよう。「和化漢文」という用語は、峰岸明（一九八六）において、「純漢文の作成を目指しつつも、中国古典の文章には存しない用字・用語・文法を含むもの」という定義がなされている（四四頁）ものであるが、これまでの説明から知られる通り、この峰岸氏の定義と本稿の定義は異なる。実際のところ、「和化漢文」という用語が、峰岸氏の定義に基づいて使用されることはあまりなかったように見受けられる。現在、「和化漢文」の用語を用いている研究者は、本稿と同様に、田中氏の言う「変体漢文」とほぼ同じ意味で「和化漢文」を用いているようである<sup>6</sup>。

そのうえで、本稿があえて「和化漢文」という用語を用いるのは、次のような理由による。すなわち、東アジアの漢字文化圏において、各地域語の要素を含む漢文体が広く使用されたなかで、そのうち特に「日本語の特徴に基づく要素を含む漢文体」を表すことのできる呼称として、「和化漢文」という用語が捨てがたいと考えるためである。

すでに山本真吾（二〇一七a）一二三頁にも紹介されているように、例えば、「韓国語の

特徴に基づく要素を含む漢文体」を「韓化漢文」、「日本語の特徴に基づく要素を含む漢文体」を「和化漢文」と呼べば、各地域語の要素を含む漢文体を区別しつつ並列的に扱い、比較検討する視野が得られると思われる。また、私見では、「変体漢文」という用語を「東アジアにおいて使用された、古典中国語文の表記をとりながら、各地域語の特徴に基づく要素を含みつつ、各地域語を書き表したものの」の総称とし、「和化漢文」や「韓化漢文」などの上位概念として用いることも考えられる。従来、同一の文体が「変体漢文」とも「和化漢文」とも呼ばれてきたわけだが、右の定義では、日本語文を対象とする研究においては「変体漢文」と「和化漢文」が一致することになるため、従来の用語と研究対象との関係に矛盾を生じさせることなく、両者の住み分けを行うことができるという利点もあるだろう。

### 第三目 「正格漢文」に対する「和化漢文」の捉え方

さて、本稿のように「和化漢文」という概念を用いることは、「和化」されていない漢文、いわゆる「正格漢文」の存在を想定し、正格漢文に「和習」——本稿のこれまでの表現で言えば「非中国語文的な表記現象や、非漢文訓読文的な語彙・文法現象」——を含むものとして和化漢文を定義することになる。このような和化漢文についての基本的な考え方は、前項で述べた通り、田中草大（二〇一九）に基本的に依拠するものである。

しかし、近年、田中氏自身によって、「和習」という概念に関する問題が提起されている。田中草大（二〇二四）は、従来の和化漢文研究に使用されていた「和習」の概念が不要であることを明確に主張し、和化漢文研究に一石を投じたものと評価できる。田中氏の主張は、当該論文の「まとめ」の箇所に要約されている（七七―七八頁）ので、そのまま引用する。

- ・和習概念の弊害①…変体漢文理解における
  - ……和習に則ると変体漢文を混合言語と見なすことになり現実の理解にそぐわない。
  - ↓和習概念の弊害
- ・和習概念の弊害②…正格漢文理解における
  - ……正格漢文を変体漢文と同じく日本語文と捉える立場からは和習は指標として不適である。また仮に正格漢文を（和習がないことを理由に）中国語文と見る場合には変体漢文の言語的把握との整合性が保たれない。
  - ↓和習概念の弊害
- ・和習概念によらない正格漢文・変体漢文理解
  - ……「和習」概念を排して正格漢文の生成を「変体漢文＋文飾」と捉えることによって、正格漢文と変体漢文の関係について、従来のような対立的な捉え方から連続的な捉え方へと移行することになった。
  - ↓従来扱いが難しかった、正格漢文と変体漢文との中間的な様相を持つ文章について自然に捉えられるようになった。

田中氏の主張は和化漢文研究の根幹に関わる重要な提言であるため、これに対する稿者の立場を説明することが必要だろう。まず、（一）「正格漢文」と和化漢文はどちらも日本語

文であり、正格漢文を中国語とみなすことは適切ではない」(①および②の後半部分)、(二)「正格漢文と和化漢文は連続的なものとして捉えるべきである」(③の後半部分)という主張には、稿者は同意見である。そのうえで疑問が残る点は、「正格漢文と和化漢文を連続的なものとして捉えることは、従来の和習概念を用いても、なお可能なのではないか」という点である。

例えば、山本真吾(二〇〇六)第二部第一章第二節は、表白にみられる「和化漢文的要素」(和習)を通時的に検討したものである。山本氏は、平安初期の資料群には和化漢文的要素が見られないのに対し、平安中期の資料群においては敬語接頭辞「御」などが現れるようになり、さらに院政期の資料群においては、真言宗の表白で「御」が対句部分に現れるようになったり、天台宗の表白で「純粹の漢文に用いない和語」である「有様」のような語が使用されるようになったりする、という変遷を明らかにしている。

山本氏の検討は、「日本語話者が作成し、かつ日本人の読者・理解者を想定した、漢字で書かれた文献」を「日本漢文」と定義したうえで(一六頁)、日本漢文の一カテゴリーとしての表白の変化を検討したものである。ここでは、田中氏が「実態にそぐわない」と指摘したような、中国語から日本語への言語転換が想定されているわけではないし、また、「和化漢文的要素」の「有無」に基づいて正格漢文から和化漢文への文体転換が想定されているわけでもない。そうであるならば、(以下は山本氏の主張ではなく稿者独自の位置づけである)和習に相当する語彙の「多寡」に基づいて、平安時代初期の資料群を正格漢文、院政期の資料群を和化漢文といった形での一応の線引きを行いつつ、連続性を持ったものとして両者を把握することに、特に不自然な点はないように思われる。

稿者の理解としては、結局のところ問題を生じ得るのは、「正格漢文を中国語、和化漢文を日本語とみなす」「正格漢文を日本語とみなしたとしても、和化漢文との関係を断絶的に捉える」といった「和習に対する考え方」であって、従来の「和習概念そのもの」に根本的な問題があるとは考えない。「和習」概念が、田中氏の批判するような誤解を生じかねないという問題を持っていたことに異論はないものの、そのような問題が存在することが、ただちにその概念自体の必要性を否定することにはならないと考える。

このような考え方のもと、「和習」をいわば温存する形で、稿者は和化漢文と正格漢文と和習の存在によって区別されるものと理解している。同時に、正格漢文と和化漢文を連続的に位置づけるためには、両者を和習の「有無」による断絶関係ではなく、「多寡」による連続関係で捉える必要があり、和習の定義をそのような捉え方に沿ったものにする必要があることも事実だろう。本稿の和化漢文の定義をいま一度示すと、「古典中国語文の表記をとりながら、非中国語的な表記現象や、非漢文訓読文的な文法・語彙現象の使用を許容する日本語文」であるが、この「使用を許容する」とは、言語量の限られた個別資料を現象の有無によって判断するものではなく、一定の言語量を持つ資料群を現象の多寡によって判断するものと理解したい。Yamanoto(2024)が『長承元年灌頂日記』を例として指摘したように、同一資料が正格漢文の特徴と和化漢文の特徴をともに有する場合があるという点についても、両者の差異を和習の有無による断絶関係ではなく多寡による連続関係でとらえる必要性を示していると言える。

以上、本節では、「和化漢文」という用語と、それをめぐる問題について、稿者の立場を説明してきた。理論的にはなお検討を要する点が多いと思われるが、上述した田中氏の検



討をはじめとして、和化漢文の日本語史資料としての性格に関する議論も活発となっているなか、基本的な立場を表明しておくことは必要と考える。

## 第二項 「古文書」について

### 第一目 史料論における古文書の位置づけ

第一章で述べたように、本稿は、古文書を主要な研究対象とする。それにあたって、本節では、「古文書」という研究対象を設定する背景となる考え方、ならびに「古文書」の定義について、古文書学における史料論の成果をもとに説明していきたい。

日本史学における伝統的な資料分類の方法として、(1)文書、(2)記録、(3)典籍(編著)という三分類が知られる。石井進(一九九五)は、「日本の歴史家の間でのもっとも常識的・通説的な分類法」としてこの三分類を提示し、「文書」を「差出人から受取人への意思を表示するために作成されたもの」、「記録」を「記述者の心おぼえのために作成されたもの」、「編著」を「記述者が不特定の読者に対して意図・思想を伝えようとしたもの」という定義を示す(二四〇頁)。

石井氏論文の主旨は、三分類の方法を明治期の源流にまで遡って説明しつつ、この方法の相対化を図る研究動向についても紹介するところにあるが、石井氏の説明通り、この三分類が明確さゆえに確立した方法となっていたことは疑いない。前節で触れた通り、和化漢文を対象とした日本語学の研究が、古文書を対象としたもの、公家日記を対象としたもの、というように分立してきたのも、多かれ少なかれこの三分類に影響を受けたものと思われる。

その一方、昨今の古文書学研究の中で発達した史料論において、右の三分類を相対化する視野が打ち出されてきたことへの認識は必要だろう。この研究史については村井章介(二〇一四)に詳しく詳細は村井氏論文に譲ることとするが、ごく簡単に紹介すると、このような視野は、佐藤進一(一九九〇、初出一九七六)が、「帳簿」をはじめとする「差出者と受取者の授受関係はないけれども、明らかに予想された相手に一定の働きかけをする書面」(一〇三頁)の存在に焦点を当て、文書と記録という分類の見直しを図ったのを端緒とする。これ以降も、三分類の狭間に位置する書面の存在の指摘や、村井氏の言う「書面が置かれた「場」と「時」にに応じてカテゴリー間に遷移や二重化が起きる」(九頁)様相の指摘がなされてきた。村井氏は、当該論文の冒頭において、絵画、出土資料といった新たなカテゴリーの創出や、カテゴリーそのものの相対化が進められる中で、「文書／記録／編著」というカテゴリーは…(略)…もはや動脈硬化を起こしており、そのままでは維持しがたい」と断じている(四頁)。

このように、資料の動的な様相を重視し、(1)文書、(2)記録、(3)典籍の三分類を相対化する視点が当然のものとなって久しい。この三分類が静的なカテゴリーとして全く無意味になったわけではないとしても、本稿が、あえてこのような分類を出発点に置き、「古文書」というジャンルを対象に据えることへの説明は、本稿を昨今の史料論の中に位置づけるためにも必要だろう。

この点への説明としては、次の点を挙げておきたい。すなわち、日本語学の観点から史料論研究に寄与するためにも、まずは静的なカテゴリーに即して言語現象の整理を行い、それをもとに資料カテゴリーの再構成を図ることが、順序としては有効であると考ええるこ

と、である。古文書を日本語史研究に利用するうえでの考え方を述べた辛島美絵（二〇一〇）付章では、「日本語研究分野においても、語学的な面に基づく古文書の分類と定義を確立し、古文書学固有の領域との関連づけを明確にす」ることを将来的な目標に掲げつつ、「実在する特定の相手に対して発する実用の言葉載せている点が他の文献資料にはない特色であることは動かしがたく」、「古文書学の定説的な定義によって研究を進めていくのが基本と思われる」と述べる（一九九頁）。本稿も、ひとまず辛島氏の考え方に沿って、静的なカテゴリーをもとにした整理を出発点とする。

## 第二目 「古文書」の定義

そのうえで、本稿が対象に据える「古文書」とはどのような資料カテゴリーを指し、それは他の資料カテゴリーとどのように関係するのかという点に、定義と説明を与えることが求められるだろう。

本稿においては、正倉院文書を主要な対象とした杉本一樹（一九九八）の文書論が、中世以降の文書を考えるうえでも有効との考えのもと、これに依拠することにした。杉本氏は、文書、記録をはじめとする諸資料の関係について、「当事者―他者」という二項を行っている（五一九～五二〇頁）。詳しい説明は杉本氏論文に譲るが、要点をまとめた図を引用する（図1、図2）。

杉本氏の分類は、資料カテゴリーの相互関係を、明確な基準のもとで位置づけた点に大きな意義があるものと考ええる。本稿では、資料カテゴリーの位置づけをこの【図1】【図2】に従って理解するとともに、これに従う形で、「当事者から、他者に対して、他動的に、伝達を行う書面」として「古文書」を定義しておきたい。

【図1】（杉本氏論文「図1」）

| 発信者 \ 受信者 | 当事者 | 他者 |
|-----------|-----|----|
| 当事者       | I   | II |
| 他者        | III | IV |

なお、本稿では、言語現象の用例を集める際に、『平安遺文』『鎌倉遺文』に代表される「古文書資料集」を用いるが、これらは【図2】で言うところの「記録」や「金石文」といった「文書」ではないものも含んでいる。ただし、用例の収集以前の段階において、これら資料集に収められた各資料を、「文書」か「記録」か、といった形で分類し、「文書ではないもの」を排除する」という振り分けを行うことはしていない。これは、関心のあ

る言語現象の用例を資料集から集め、その後、用例の見られた資料間の位置づけを考え、ていく、という方法をとること、目的は達成されたと考えるためである。

【図2】（杉本氏論文「図2」）

|       |       | 当事者に      | 他者に    |
|-------|-------|-----------|--------|
| 自己完結的 |       | 典籍（編纂・著述） | 典籍（公刊） |
| 他動的   | 当事者から | 帳簿・記録・日記  | 文書     |
|       | 他者から  | 証明書       | 金石文・扁額 |

### 第三項 「話し言葉」について

#### 第一目 「音声言語」と「書記言語」、「話し言葉」と「書き言葉」、「口語体」と「文語体」

最後に、本項では、「話し言葉」の定義と、その背景となる考え方について説明を行う。まず、本稿の対象とする和化漢文の「話し言葉」性について、先行研究を参照しておく。すでに田中草大（二〇一九）に整理されている（五一〜五三頁）ように、和化漢文の話し言葉（口頭語・日常口頭語）の性格の指摘は数多くなされている。平安期の資料が念頭に置かれていることへの留保が必要ではあるが、築島裕（一九六九）の「口頭語が基になつてはゐるが、それが「漢文」といふ篩を通して表現された」（二七頁）、峰岸明（一九八六）の「貴族社会を中心として使用された日常口頭語の基盤の上に立つた男性知識層の書記言語」（八五頁）といった記述がある。

また、後藤英次（二〇一五）は、平安期の公家日記において「日常口頭語はどこに露れるのか」という具体的な問いを立て、「糸星（イトホシ）」のような（イ）借音表記、借訓表記の語など、「当時的一般語（もしくは日常語）とでもいうべき」（ロ）漢文訓読語と仮名文学語とに共通する語、いわゆる「同格の「ノ」」のような（ハ）文法上で仮名文学語特有のもの、「随喜々々」のような反復法をはじめとする（ニ）修辭法上で話し言葉（口頭語）寄りであると思われるもの、の四類型を挙げている（七六〜八一頁）。

稿者も、これら先行研究の指摘に大枠として同意しつつ、その「話し言葉」性を具体的に探っていくとするものである。ただし、先行研究においては「口頭語」「日常口頭語」などの用語が必ずしも明確には定義されていないため、本稿では、どのような意味で「話し言葉」という用語を使うのか、改めて説明を試みたい。

そもそも、和化漢文の研究に限らず、「話し言葉」と、それに対立する「書き言葉」、またこれに類似する「口語」「文語」といった概念は、文体研究において特に説明なく使用されることもある一方で、問題を含む概念でもある。この問題に言及した研究は数多いが、日本語文体史を対象とした研究、特に近年のものに限っても、山本真吾（二〇一四）における「これまで（日常）会話語」「口語」「口頭語」「俗語」等の用語が必ずしも峻別されずに、概念規定が曖昧なままに使用されてきた憾みがある」（一八九頁）、西田隆政（二〇二〇）における、文体研究に関する「用語」の概念自体が曖昧であったり、概念の重なる用語が併用されていたり、しているのである」（二五頁）といった形で注意が提起されている。「話し言葉」と「書き言葉」とをどのように定義するか、「口語」「文語」との違いは何か、また「音声言語」「書記言語」といった概念とはどのように関係するか、などの問題について、本稿での立場を明確に説明しておくことは必要だろう。

考え方には様々なものがあり得ると思われるが、本稿は、言語の実現する科学的性質の概念（音声／文字）、言語の体系の概念（会話に使用される体系／文章に使用される体系）、体系を反映した文体の概念（会話語を多用する文体／文章語を多用する文体）、いずれの概念をも必要とするため、これらの諸概念を個別的に表すことのできる定義を使用したい。本稿では、西田氏論文や、それに近い概念を提示する野村剛史（二〇一一）一～一六頁、半沢幹一（二〇〇三）八頁などに学びつつ、私見も加えて次のように定義を行う。

- ・ 音声言語：言語が音声という形式によって実現したもの。
- ・ 書記言語：言語が文字という形式によって実現したもの。
- ・ 話し言葉：日常会話に使用される言語体系。
- ・ 書き言葉：書記・読解に使用される言語体系。
- ・ 口語体：「話し言葉」の使用を特徴とする文体。
- ・ 文語体：「書き言葉」の使用を特徴とする文体。

以下、各概念について簡単に説明する。まず、「音声言語」と「書記言語」は、もっぱら言語が実現する科学的性質に即した概念として用いる。ここには、「話し言葉的な」「書き言葉的な」といった価値は含まない。その意味で、本稿も含め、録音資料が現存するより以前の時代を対象とする日本語史研究は、全て「書記言語」を素材とすると言える。

次に、「話し言葉」「書き言葉」は、言語の体系を指す概念であり、「日常会話に使用される」「書記・読解に使用される」という、異なる価値を含んだ言語体系を指す概念として用いる。また、いずれかの体系に特徴的に現れ、両体系を区別する要素となる音韻・文法・語彙現象の価値を「話し言葉的」「書き言葉的」といい、それらの現象そのものを「話し言葉的要素」「書き言葉的要素」という。現代社会の生活で言えば、総じて、家族や友人との日常会話には「話し言葉」が使用され、「まじでやばい」といった「話し言葉的要素」が実現する。一方、学術論文の文章には「書き言葉」が使用され、「非常に特異である」といった「書き言葉的要素」が実現する。

「話し言葉」「書き言葉」には、それが実現する科学的性質は含まない。もちろん、総じ

て「音声言語」は「話し言葉」的、「書記言語」は「書き言葉」的であり、だからこそ「話し言葉」、「書き言葉」という科学的性質をもとにした命名を行っているわけだが、友人との間でやり取りするSNSの言語は「話し言葉」的、「書記言語」、学術研究会での口頭発表の言語は「書き言葉」的な「音声言語」であることから、「音声言語」と「話し言葉」、「書記言語」と「書き言葉」がそのまま対応するわけではないことは理解されるだろう。なお、例えば「人」「行く」「早い」のような、話し言葉／書き言葉に関わらず使用される語については、当該語を含む会話や文が「話し言葉」的、「書き言葉」的として認定されることはあっても、これらの語そのものが「話し言葉」的または「書き言葉」的であるというわけではない。

## 第二目 「口語体」「文語体」と資料カテゴリー

そのうえで、「書記言語」内に含まれるカテゴリーとして、「話し言葉」的な「書記言語」を「口語体」、「書き言葉」的な「書記言語」を「文語体」とする。ただし、あらゆる資料を「口語体」または「文語体」に所属させようとすることは現実的でないため、これらは書記言語のうち、とりわけ「話し言葉」あるいは「書き言葉」な特徴を持つ文体を特に指す概念である。平安期における文体カテゴリーとして、和文が口語体、漢文訓読文が文語体であることは、単純化した見方ではあるものの、おおよそ共通した理解と言ってよいだろう。

以上に説明した概念は、【図3】のように整理することができる。

【図3】

| 実現形式<br>価値 | 音声言語 | 書記言語 |     |
|------------|------|------|-----|
|            |      |      |     |
| 話し言葉       |      |      | 口語体 |
| 書き言葉       |      |      | 文語体 |

そして、本稿の前提として、本稿が検討の対象とする「和化漢文」は、通時代的に「文語体」だったとみなしている。同時に、「文語体」である文体も、完全に「書き言葉的要素」

や、書き言葉と話し言葉に共通する要素から構成されているわけではなく、部分的に「話し言葉の要素」を含むことが想定される。

実際には、例えば「軍記物語が古文書よりも話し言葉の要素が多い」というような、資料カテゴリーと話し言葉性との関係は厳密に証明されているわけではない。しかし、和化漢文には漢字を主用するという表記上の特徴から仮名書きの資料よりも話し言葉の要素を取り入れにくい、ということ仮定し、その取り入れはかたに可能だったか、と問うことに、文体史研究上の一定の妥当性と意義は認められるだろう。本稿が和化漢文の「話し言葉との関わり」を検討するというのは、和化漢文という「文語体」の中にわずかに現れる「話し言葉の要素」が、どのような統語的・意味的性質のものか、それがどのような資料上の特徴を通して実現されるのか、といった問題を考えるということである。

### 第三目 「話し言葉」と「書き言葉」を区別するもの

さて、前項では、「話し言葉」と「書き言葉」を、それぞれ「日常会話に使用される」「書記・読解に使用される」という価値を含むものとして定義したが、それでは、この二つの体系は具体的にはどのような点で異なるのだろうか？

話し言葉と書き言葉の違い、また、多かれ少なかれ話し言葉と書き言葉の差を前提とする音声言語と書記言語の違いという問題については、きわめて多くの検討がなされている。日本語史の研究に限っても、話し言葉は書き言葉に比べて接続詞の少なさ、従属節の多さという点から「言語内情報完結度」が低いことを指摘する福島直恭（二〇〇八）第Ⅰ部の検討は、具体的な指標に基づいた検討を行っている点で貴重である。また、日本語史の研究だけでなく、現代日本語の研究、日本語教育の研究にわたっても多くの議論があるが、全ての研究の知見を本稿に取り込むことには限界もある。不十分な点が多いことを自覚したうえで、日本語史の研究という範囲内で、どのような点に話し言葉と書き言葉の違いを見出すべきか、ということを考えたい。

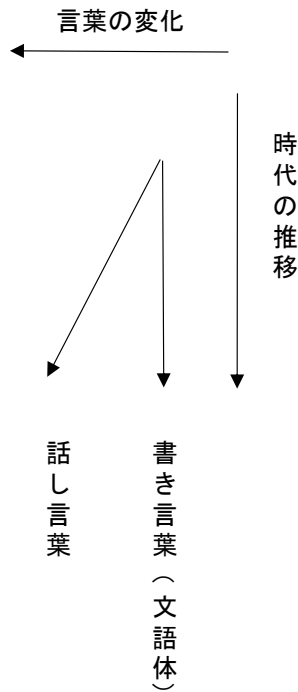
結論から言うと、本稿では、話し言葉と書き言葉の違いを、前代の言語規範への依拠の度合いという尺度から位置づける。話し言葉は前代の言語規範への依拠が弱く、書き言葉は前代の言語規範への依拠が強い、と考える。なお、書き言葉が依拠する規範が過去の言語であるとは必ずしも限らないが、過去の言語に依拠している場合が多いと考え、「前代の」という表現を用いる。

やはり単純な見方ではあるものの、現状の日本語史研究における「話し言葉」資料を「書き言葉」資料から区別する特徴とは、基本的に、前代的な言語規範（音韻、文法、語彙……）への依拠がどの程度になされているのか、という点に求められるように見受けられる。平安期の和文、中世末期の抄物、キリシタン資料、狂言といったカテゴリーは、音声言語を模倣した事情が様々である（音声言語を模した文学的文体、講義録、学習用テキスト、会話劇……）とは言え、前代的な規範への依拠を意図しなかった点は共通する。また、平安期と室町期の狭間にあたる鎌倉期においても、総じてすでに書き言葉と化していた和文ないし漢文訓読文から逸脱する現象を指標として、その話し言葉性が発掘されてきたという点には変わらない。この成果が、延慶本『平家物語』の総合的研究である山田孝雄（一九一四）をはじめとして、延慶本『平家物語』の会話文のみにみられる語を手がかりとして、平安く鎌倉期の資料において会話文に偏って使用される語を話し言葉として認定した小林

芳規（一九八八）や、明恵関係聞書類にみられる話し言葉性を、資料の生成、編集、宗教的意識との関係から明らかにした土井光祐氏の一連の研究（土井光祐（一九九一・一九九三・一九九五・二〇〇七）、また山田孝雄氏の指摘した語彙が系統の近い他本（長門本、『源平盛衰記』）にはあまり見られないことを指摘し、鎌倉期の話し言葉資料としての延慶本の位置づけに改めて慎重な検討を加えた山本真吾（二〇一四）だったと言えるだろう。それでは、なぜ、「話し言葉」は前代の言語規範への依拠が弱く、「書き言葉」は前代の言語規範への依拠が強いのだろうか？ これについては、本稿の立場の根拠ともなる野村剛史（二〇一一）に、簡潔かつ明快な説明があるので、そのまま引用する（七頁）。

図1は、まず話し言葉の時代的な変化を表している。話し言葉は徐々にではあるが時代的に変化してしまう。積もり積もって、大いに変化する。ところが書き言葉は、すでに書きとめられたものが残っているから、それが規範化されて、新たな書き手もそれを真似しようとする。その真似が繰り返される。さらに作品が、たとえば『古今集』や『源氏物語』のように古典作品として高い評価を受ければ、なおさらのことである。話し言葉はどんどん変化するのに、書き言葉では古い時代のもものが維持されようとするわけである。

【図4】（野村剛史（二〇一一） 図1）



本稿の立場は、右の野村氏の説明に依拠するところが大きい。もちろん、「話し言葉」と「書き言葉」の相違点が、このような一つの尺度に収まるものではないが、日本語史の範囲内で各時期の「話し言葉」を認定するうえで、一つの立場として成り立つものと考えている。

#### 第四目 「話し言葉」の認定方法

「話し言葉」の特徴は前項で説明した通りだが、それでは、過去の「話し言葉」は、具体的にどのようなようにして発見することができるのだろうか？

具体的な認定方法を述べる前提として、話し言葉にはどのような性質のものが含まれ、それらの関係をどのように考えるか、という考え方から述べよう。稿者は、ある時期の話し言葉には、「当代成立の話し言葉的要素」と「前代以来の話し言葉的要素」が含まれる、と考える。そして、本稿の立場として、「当代成立の話し言葉的要素」の取り入れを通じて、文語体の話し言葉性を考えることを目指す、という立場に立つ。なお、「当代成立」という

のは、「その語そのものが、当代に成立した語」を主に念頭に置いているが、「前代に成立し、書き言葉では前代から使用されていたが、当代にはじめて話し言葉になった語」も含むことにする<sup>10</sup>。

前項で野村氏の見解を引用しながら述べた通り、話し言葉の特徴は、「変化する」という点に求められる。一方で、話し言葉についても、また書き言葉についても、それを構成する要素には、時代的特徴・文体的特徴に、きわめて多様なものが含まれることに注意が必要である。

このことを、具体的な例をもとに考えてみよう。例えば、覚一本『平家物語』の会話文から「承りたう候ひしかども」という節を、『徒然草』から「言ひたきままに語りなして」という節を抜き出し、これらに含まれる語が鎌倉期の話し言葉的要素と言えるかどうかを考えてみたい。なお、やはり話を単純化するため、平安期の和文、鎌倉期の軍記物語の会話文は口語体、平安く鎌倉期の漢文訓読文は文語体とみなし、『徒然草』は基本的に文語体であるが話し言葉要素を含んでいる、という前提をとる。

まず、それぞれの節を構成する語を、文献上の初出時期によって分けてみたい。覚一本『平家物語』の動詞「承ル」、助動詞「キ」、助詞「ドモ」、『徒然草』の動詞「言フ」、助動詞「ニ」「テ」は上代く平安初期より用例があり、覚一本『平家物語』の補助動詞「候フ」、『徒然草』の名詞「ママ」、動詞「語リナス」は平安中期く後期より用例がある。助動詞「タシ」は、萌芽的な例は平安期にも報告されているが、鎌倉期に発達するというのが通説的である。いま、覚一本『平家物語』と『徒然草』をおおよそ鎌倉期の資料としてみるならば、助動詞「タシ」は当代成立の語、それ以外の語は前代以来の語、ということになる。

また、それぞれの節を構成する語を、文体的特徴から分けてみたい。まず、「承ル」、「キ」、「ドモ」、「言フ」、「ママ」、「ニ」、「テ」は漢文訓読文にも多く見られ、口語体・文語体に共通する語と言える。補助動詞「候フ」、「タシ」、「語リナス」は、いずれも漢文訓読文には例が少ない一方で、補助動詞「候フ」、「語リナス」は平安期の和文に、「タシ」も鎌倉期の軍記物語の会話文に用例があり、ひとまず口語体に特徴的な語であると言える。

このように、ある時期の「話し言葉」「書き言葉」のいずれも、その中に含まれる要素は、「当代成立の語であるか、前代以来の語であるか」、「口語体に特徴的な語であるか、文語体と共通する語であるか」という二つの観点から、四種類に分けることができる。このことは、**【図5】**のように整理される。

それでは、これら①く④の要素は、当該時期の話し言葉的要素と言えるだろうか？ 先のどの鎌倉期の例をもとに考えると、まず「タシ」(Ⅱ①)は、典型的な話し言葉的要素として認められそうである。一方、「承ル」、「キ」、「ドモ」、「言フ」、「ママ」、「ニ」、「テ」(Ⅱ④)は、話し言葉の重要な構成要素ではあっても、話し言葉を書き言葉から区別する要素とは認めがたい。具体例のなかった③はやや扱いが難しいが、そもそも文語体とは話し言葉の変化をあまり反映しない文体なのであるから、③を使用するような文語体は話し言葉を比較的反映しやすい文語体と言えるだろう。よって、当代に成立した概念を表す名詞や、固有名詞などの特殊なものを除いて、③も話し言葉的要素と認めてよいと考える。

さて、扱いに立場が分かれると思われるのが補助動詞「候フ」、「語リナス」(Ⅱ②)である。もちろん、②も話し言葉を構成する要素であることに変わりはない。しかし、私見では、研究の目的に応じて、①と②を話し言葉として同等に重視する立場と、①を②より話



し言葉として重視する立場があり得ると考える。

【図5】

| 時代<br>文体 | 当代<br>成立 | 前代<br>以来 |
|----------|----------|----------|
|          | ①        | ②        |
| 口語体に特徴的  |          |          |
| 文語体と共通   | ③        | ④        |

前者の立場として、例えば土井光祐（二〇〇七）は、明恵関係開書類を対象に、「私注」部分の「平安時代の漢文訓読語の規範」と対立する鎌倉期の話し言葉の要素を探る中で、「開書」部分の「非古代語的徴証」に加えて「平安時代和文特有語」を重視しており（三〇～三二頁）、前者の立場と言える。また、小林芳規（一九八八）も、鎌倉期の話し言葉の要素を探る中で、「その多くが、既に平安時代に用いられ、特に会話文に現れるもの」（六〇頁）を鎌倉時代の話し言葉の要素として認定しており、やはり前者の立場と言える。両氏のように、「音声言語の開書である」「会話文である」といった資料的な裏付けを考慮して、前代以来の要素を話し言葉の要素として積極的に認定する考え方に沿えば、竟一本『平家物語』の補助動詞「候フ」は鎌倉期の話し言葉の要素と言えそうである。

一方で、次のような考え方もあり得るだろう。すなわち、ある時期の資料に②の要素が現れたとして、それが「前代から使用されている、当代の話し言葉の一部」なのか、「前代の話し言葉に基づいた文語体の一部」なのかは判断できないため、①の方が当代の話し言葉として確実である、という考え方である。そして、実際に、『徒然草』にみられる「語リナス」については、「前代の話し言葉に基づいた文語体の一部」であるとみなし、鎌倉期の話し言葉の要素として積極的に認めることはしない、とするのが、どちらかと言えば一般的ではないだろうか。仮に、『徒然草』にみられる「語リナス」に、平安期の和文にはみられない意味や用法があるのなら、鎌倉期の話し言葉の要素である可能性を考えていく、ということになるだろう。

以上の点から知られることは、「音声言語の開書である」「会話文である」といった裏付けのある資料の中に話し言葉の要素を認定しようとするうえでは、①と②が同等に認定できるが、右のような裏付けのない資料の中に話し言葉の要素を認定しようとするうえでは、①が②よりも確実性において勝る、ということである。この点は、文語体の資料である和漢文の中に、話し言葉の要素を認定しようとするうえでも同様だろう。もちろん、このことは、②が本質的に話し言葉の要素ではないとか、①の方が②よりも話し言葉性が強い、といったことを主張するものではない。あくまでも、本稿の問題意識のもとで話し言葉の

要素を認定しようとした場合、手続き上、①の方が②よりも確実性において勝る、という意味である。

以上より、本稿では、①・③のみを当代の話し言葉の要素として扱う、という立場をとる。①と②を同等に重視する小林氏、土井氏のような立場と、①を②より重視する本稿などの立場は、対立するものではなく、研究の目的に応じて立場を設定すればよいものである。

以上のような前提のもとで、ある時期における「当代成立の話し言葉の要素」を認定する手続きを述べておこう。本稿では、ある時期における「当代成立の話し言葉の要素」は、総じて当代の日常会話を模した仮名書き資料（平安期の和文・室町期の抄物等）に見られ、かつ、前代における日常会話を模した仮名書き資料には稀であることを以て認定できるものとみなす<sup>1</sup>。同時に、総じて会話調とは言えない仮名書き資料（説話・軍記のほか、中世和文や漢文訓読文も含む）についても、①・③であることが確かめられる現象については、当代の話し言葉の要素である可能性が想定できることになる。もちろん、それらを話し言葉の要素として認定する場合には、前代に稀であることを手がかりに、当該資料の会話文での使用状況、後代の話し言葉資料への連続性などをもとに、話し言葉の要素であることの判断を総合的に行うことが必要となる。

以上、本節では、本稿の重要となる「和化漢文」「話し言葉」「古文書」という概念について、本稿が依拠する立場を説明してきた。いずれも膨大な研究史を持つ概念であり、重要な先行研究の見落としがあることを恐れるが、新しい研究動向に留意しつつ立場を説明することを心がけた。以上の概念を前提として、いよいよ「目出（メデタシ）」の検討に進んでいくこととしたい。

### 第三節 「目出（メデタシ）」についての基礎的検討

#### 第二項 「目出（メデタシ）」を取り上げる意義

第一節では、和化漢文研究の現状と課題に触れながら、借字表記語彙を検討する意義について述べてきた。これを前提として、本節では、「目出（メデタシ）」についての基礎的検討を行う。

まず本項では、数ある借字表記語彙の中で、形容詞「目出（メデタシ）」を取り上げる意義について、改めて述べたい。

次の【表1】は、書状の模範文例集である往来物から、借字表記語「目出（メデタシ）」を集めたものである。およそ一一〜一四世紀頃に成立した往来物において、「目出（メデタシ）」は、『山密往来』（例2）『庭訓往来』『新撰遊覚往来』『異制庭訓往来』という、いずれも一四世紀頃に成立した資料に用例が見られる。

【例2】『山密往来』正月返状

将又尊勝陀羅尼供養御導師事、目出候、

書状の模範文例集に用例が見られるという点は、「目出（メデタシ）」が、それだけ書状の語として定着していたことを示していると考ええる。【表1】に挙げた往来物は、資料的な性格が必ずしも均一ではないため、【表1】の数字をもとに直線的な変化を読み取るのは早計ではあるが、このような見通しを立てることは誤りではないだろう。

【表1】古往来における「目出（メデタシ）」の用例数

| 時期              | 資料      | 用例数 |
|-----------------|---------|-----|
| 11c<br>～<br>12c | 高山寺本古往来 | 0   |
|                 | 和泉往来    | 0   |
|                 | 雲州往来    | 0   |
|                 | 東山往来    | 0   |
|                 | 菅丞相往来   | 0   |
|                 | 釈氏往来    | 0   |
| 13c             | 貴嶺問答    | 0   |
|                 | 十二月往来   | 0   |
|                 | 新十二月往来  | 0   |
|                 | 異本十二月往来 | 0   |
|                 | 垂髮往来    | 0   |
|                 | 手習覚往来   | 0   |
| 14c             | 弟子僧往来集  | 0   |
|                 | 御慶往来    | 0   |
|                 | 南都往来    | 0   |
|                 | 山密往来    | 2   |
|                 | 庭訓往来    | 1   |
|                 | 新撰遊覚往来  | 1   |
|                 | 異制庭訓往来  | 2   |
|                 | 十二月消息   | 0   |

もちろん、この結果は、書状以外の様式の文書にも用例がみられることを保証するものではない。しかし、書状以外の文書に用例が見られなかったとしても、様式に応じた文体差が観察できることになるだろう。このように、少なくとも書状において定着した語だったという点に、「目出（メデタシ）」を取り上げる意義があると考えた。

本稿で詳しく検討することはできないが、笹原宏之（二〇二二）一三四頁が挙げる国字「目（メデタシ）」は、借字表記「目出」をもとに生み出されたものであり、この国字は妙本寺本『曾我物語』などの中世末期の資料に用例が確認できる。このことは、借字表記「目出」が、中世における「メデタシ」の表記として定着していたことを示すものと言えるだろう。

## 第二項 「メデタシ」と正字表記

前項で「目出（メデタシ）」を取り上げる意義について述べたが、ここで確認しておかなければならないことがある。それは、「メデタシ」という語は、正字表記では使用されず、「目出」という借字表記と結びついてはじめて和化漢文に使用されるようになった、という点である。

仮に、「メデタシ」の表記として、「目出」という借字表記の成立以前に、「X」という正字表記が定着しており、和化漢文に使用されていたとしよう。そうすると、和化漢文に「目出（メデタシ）」という借字表記語が使用される現象は、「X」から「目出」へという「和化漢文の表記の変化」であって、本稿が関心を持っている「和化漢文の語彙の変化」とは言えないことになる。

よって、「和化漢文の語彙の変化」を検討する素材として、借字表記語「目出（メデタシ）」を取り上げるにあたっては、「メデタシ」には正字表記が存在しなかった―少なくとも確立した正字表記はなかった―ことを確かめることが不可欠である。以下、この点の検討を行う。

それでは、「メデタシ」に存在した可能性がある正字表記の存在を探るには、どうすればよいだろうか？ このためには、中国や日本で作成された中国語文・正格漢文に対して日本語での読みを記入した訓点資料や、漢字の読みを示した漢字辞書において、「メデタシ」がどのような漢字の読みとして使用されているかを検討することが考えられる。また、漢字仮名交じり文や、日本語を漢字表記する方法を示した日本語辞書において、「メデタシ」

を表記するためにどのような漢字が使用されているかを検討することも考えられる。

そこで、「メデタシ」の正字表記の例を探した結果が、次の諸例である。訓点資料や漢字辞典においては、「妙」や「可愛」などの漢字の読みとして使用されていることがわかる。また、漢字仮名交じり文や日本語辞書においては、「微妙」「好」などの漢字が使用されていることがわかる。

【例3】『三教指帰注集』長承点・下四九ウ

千の嬌（ヨ）キ妙（メデタ）キ態（ウサ）モ、齊（腐）チ爛たる体の裏に誰か亦敢て進（まむ）  
（千嬌妙態齊爛体裏誰亦敢進）

【例4】醍醐寺本『遊仙窟』康永点七オ

可憐とウツクシケナル嬌（ヨヒ）の裏（ウ）の面（カホ）、可愛とメデタキ語（コト）の中（チ）の声（コ）（可憐嬌裏面可愛語中声）

【例5】観智院本『類聚名義抄』・仏中一八

娃婢（メ）テ（平調）タシ

【例6】観智院本『類聚名義抄』・法中二〇

玩（…）メデタシ

【例7】鈴鹿本『今昔物語集』二七・一二四3

身ノ才微妙ク、心賢ク御ケレバ、世ノ人、賢人ノ右ノ大臣トゾ名付タリシ、

【例8】『金沢文庫本仏教説話集』五ウ

実（三）好（メデタ）ウ候処也、

【例9】大東急記念文庫本『伊呂波字類抄』九・二六オ

美（メデタシ）、妙（メデタシ）、優、饒（白上同）

それでは、これらの漢字は、「メデタシ」の正字表記として定着していたと言えるのだろうか？ この点は、主観による判断を排除できない。しかし、次のような点を考えると、「メデタシ」には、特定の漢字が正字表記として定着していたとは言い難いと判断する。

まず、【例3】～【例9】にみられる漢字は、これらを「メデタシ」と読んだ例、また「メデタシ」を表記した例が確かに存在する一方、いずれもそれほど多くの例が見られないという点がある。多くの訓点資料の和訓を集成した『訓点語彙集成』に、「メデタシ」は【例3】と【例4】の二例しか見られない。さらに、【例3】の『三教指帰集注』の「妙」字は、『三教指帰』本文の訓点資料である天理本『三教指帰』には「ナリシ」の訓が付され（七七頁五行目）、「妙（タヘ）ナリ」と読まれていたと想定されるため、当該箇所訓読法としても確立したものではなかったことがわかる。【例4】の醍醐寺本『遊仙窟』は、他の訓点資料に比べて、特異な和訓を使用することが知られている。これらの点から、「メデタシ」は、中国語文や正格漢文の訓読に一般的に使用される語だったとは言いがたい。

また、【例7】～【例9】から、「メデタシ」を「微妙」「好」「美」「妙」「優」「饒」と表記した例が存在することが知られる一方、これら漢字表記は漢字仮名交じり文における「メデタシ」の表記としてはむしろ例外的なものである。『金沢文庫本仏教説話集』に「好」が一例、鈴鹿本『今昔物語集』に「微妙」が多数認められる一方で、この二資料と同じく一二～一四世紀頃の写本が残る漢字仮名交じり文である『打聞集』、『法華百座聞書抄』、書陵部本『宝物集』、『三教指帰注』、延慶本『平家物語』における「メデタシ」の表記を探ると、仮名表記例は一九例、借字表記である「目出」表記は七二例に達しており、仮名表記また

は借字表記の方がむしろ一般的だったことがわかる(『金沢文庫本仏教説話集』においても仮名表記が四例ある)。

さらに、仮に、これらの諸漢字から「目出」へと「メデタシ」の表記の交替が起こったとすると、「目出」表記が成立する時期の古文書において、同一の様式・文体の文書の中で、同一の語義・用法の「メデタシ」の表記が、「妙」などから「目出」へと徐々に交替していく現象が観察されることが想定される。しかし、実際にはこのような現象は観察したい。次節の内容を先取りして述べるが、「目出(メデタシ)」は、一三世紀以降、書状を中心に、多く「候」を直後に伴う「目出候」という形式で使用される。一方、一二―一三世紀の書状において、「妙」などの諸漢字が書状に「く候」の形で多く使用されているという現象は見られない。「神妙候」は一三世紀の書状に用例がみられるが、「神妙」は、前田本『色葉字類抄』にも記載される漢語「シンベウ」の可能性が高い。

以上より、「メデタシ」に定着した正字表記は存在しなかった可能性が高く、「目出(メデタシ)」の使用は「和化漢文の語彙の変化」であって、「和化漢文の表記の変化」ではないと判断した。この結果は、「メデタシ」に正字表記は全く存在しなかったと主張するものではないし、「妙」をはじめとする諸漢字による表記例の表記史的な意義を否定するものでもない。あくまでも、本稿の問題意識にとつて、「目出(メデタシ)」を検討することがおおよそ適切であることを証明しようとしたものである。

### 第三項 「目出」の語形

さて、これまで自明としてきたが、「目出」という表記は本当に形容詞「メデタシ」を表記しているのか、他の語を表記している可能性はないのか? という点についても検討しておきたい。まず、「目出」が形容詞「メデタシ」を表記していたという根拠は、次のような点に求められる。

【例10】黒川本『色葉字類抄』下・六〇オ

目出 (メデタシ)

【例11】『運歩色葉集』三四五

目出 (メデタシ…(略))

それでは、形容詞「メデタシ」以外の語を表記することはなかったのだろうか? 実際には、和化漢文資料である東京国立博物館本『古今目録抄』には、動詞「メヅ」を表記した例がある。

【例12】『古今目録抄』上一一ウ4

山神、御笛二目出 (メテ)、御後ニシテ舞ケリ、

ただし、少なくとも、今回の調査対象とした古文書において、「目出」は形容詞「メデタシ」である可能性が高いと考える根拠がある。それは、本稿が対象とする時期(一四世紀。この理由は次節で述べる)の仮名文書において、仮名書きの動詞「メヅ」の用例がほとんど確認できないことである。よって、少なくとも、古文書における文字列「目出」は、そのほとんどが形容詞「メデタシ」を表記していたと考えて、大きな誤りはないと判断する。

また、管見の限り一三世紀後半に一般的となる「目出度」表記についても、【例13】から、同様に形容詞「メデタシ」と考えてよいだろう。本稿では、「目出」表記と「目出度」

表記の区別は行わず「目出」表記で代表させ、これが形容詞「メデタシ」を表記していたとの前提のもとで検討を進めていくことにする。

【例13】『弘治二年本節用集』二二〇

目出度（メデタク）

## 第四節 文書史的検討

### 第一項 調査範囲・方法

本節から、いよいよ本格的な検討を行っていく。まず本節では、「和化漢文の語彙の変化」の原理と資料カテゴリーとの関わりを考えると、(A)「和化漢文の語彙の変化は、どのような範囲の資料に生じているのか」という問題を考えていきたい。そのために、古文書における「目出（メデタシ）」の使用状況を分析し、どのような文書に使われたのか、あるいは使われなかったのか、という問題を検討していく。

まず、本節以降に共通の前提として、「目出（メデタシ）」の用例を集める範囲を明確にしておく。

本稿は、「和化漢文」の語彙の変化を考えると、いう目的を掲げている。よって、仮名を多く交えた文書ではなく、漢字を中心に書かれた文書を検討することが適切だろう。本稿では、「現存部分の自立語が全て漢字表記である文書」を「漢字文書」と呼び、「漢字文書」における「目出（メデタシ）」の用例を検討していくことにする<sup>12</sup>。

対象とする時期は、一四世紀以前とする。一四世紀を下限とした理由は、(1)「目出（メデタシ）」が一四世紀の往来物に用例が見えるため、この時期には定着していたことが予想できること、(2)『平安遺文』『鎌倉遺文』『南北朝遺文』等の資料集を使用して、全国的な調査がある程度まで網羅的にできること、という理由による。

### 第二項 「目出（メデタシ）」の概要

さて、具体的な分析は次節以降で行うことにして、以上の前提のもと、「目出（メデタシ）」の使用状況の数量的な概要をここで示しておきたい。奈良期の文書として「大日本古文書編年」を、平安期の文書として「平安遺文」を、鎌倉期の文書として「鎌倉遺文」を、南北朝期の文書として「南北朝遺文」を利用し、ここに「大日本古文書 家わけ」のうち高野山文書・石清水文書・東寺文書・醍醐寺文書・東大寺文書を追加して、「目出（メデタシ）」の用例を収集した。第三節で定義した「古文書」の定義に従い、「記録」と分類すべきものは除いている。「記録」の用例とその位置づけについては、第六節で扱う。

結果、次の【例14】を管見の限りの初例として、一三〜一四世紀にかけて、四四五通四九四例の用例を集めることができた。なお、一二世紀の仮名文書には仮名書の「メデタシ」が確認できる（【例15】）が、仮名文書の語としての「メデタシ」の定着、「メデタシ」と借字表記「目出」との結びつき（前節第二項で触れた『打聞集』から確認できる）がともに一二世紀頃になると、一三世紀から漢字文書にも「目出（メデタシ）」が使用されたのだろう。これら四四五通四九四例の「目出（メデタシ）」を対象として分析を行っていく。

【例14】神護寺文書・承久元（一二一九）年（頃）五月一三日東寺法務長厳書状（『鎌

倉遺文』四卷二五二三号）

中河庄事、申三入 御室御所一候之处、可レ付ニ高雄ニ之由、御教書如レ此、返々悦存候、

能々可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰<sub>一</sub>含寺僧等<sub>二</sub>候、御室御祈殊可<sub>レ</sub>申之由、可<sub>下</sub>令<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>給上候、高雄与<sub>二</sub>高野一如<sub>レ</sub>此鎮候、申<sub>二</sub>朝家事<sub>一</sub>、申<sub>二</sub>御室御事<sub>一</sub>、目出々々、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之候、謹言、

五月十三日

法務大僧正長嚴（花押）

高雄院主法印御房

【例15】 厳島神社文書・承安四（一一七四）年九月二九日散位中原業長書状（『平安遺文』七卷三六〇号）

（略）：既奉<sub>レ</sub>拜<sub>二</sub>御宝前<sub>一</sub>候、しかはかりめてたくおはし万すも、世に候けりなと、年来本意遂天悦思給候者也…（略）

### 第三項 分析の枠組み

それでは、これら四五通の「目出（メデタシ）」の文書史的特徴を、どのように分析していくのがよいだろうか？ もちろん、分析の枠組みは色々あると思われるが、本稿の枠組みとして、（ア）文書様式、（イ）用途、（ウ）文体、という三つの枠組みを設定してみたい。「目出（メデタシ）」が使用される文書の特徴を、これらの枠組みを通して記述しつつ、どの枠組みが「目出（メデタシ）」の使用と最も深く関係するかということを考えていく。

以下、それぞれの枠組みについて説明する。（ア）文書様式による分析は、日本語史の研究において、古文書の用例を整理する際、最も一般的な枠組みと思われる。例えば、田中草大（二〇一九）は、「上申文書」「下達文書」「上申下達いずれでもないもの」という発受給者の上下関係に依拠した分類を行っている。和化漢文にみられる語の文体的特徴と様式との関係を説明した一八五頁―一八六頁の記述では、「漢文訓読語的要素と和文語的要素」（略）：がどちらも集中して上申文書に現れている」と指摘し、その要因を、「当方の意見を一方的に突き付けるだけで良い場合が多い命令第一の下達文書や、土地の譲与範囲と譲与先、そして決まり文句を書けば済む譲状などといった、類型に落とし込めば済む文書様式とは異なり、上申文書においては」（略）：その場その場の状況に応じた表現が求められるのであつて、その分、類型から離れて文を綴る部分が大きい」ことを想定している。発受者間の上下関係による大分類が有効に生かされた説明と評価できるだろう。

ただし、本稿の「目出（メデタシ）」の分析に際しては、田中氏のほか、辛島美絵（二〇〇三）、堀畑正臣（二〇〇七）といった日本語史研究において用いられていた、「上申文書」「互通文書」「下達文書」という発給者と受給者との関係に専ら着目した様式分類よりも、相田二郎（一九四九・一九五四）に代表される古文書学研究において用いられていた、「公式様文書」「書札様文書」といった文書の系統に即した様式分類の方が、簡潔な分類が可能と考えている。よつて、相田二郎（一九四九・一九五四）の「公式様文書」「平安時代以来の公文書」「書札様文書」「印判状」「上申文書」「神仏に奉る文書」「諸証文」という分類を基礎として、「印判状」を「書札様文書」の一流とみてここに入れるとともに、名称を現在一般的と思われるものに変更した、「公式様文書」「下文様文書」「書札様文書」「上申文書」「神仏文書」「証文類」という分類を用いることにする。

次に、（ア）文書様式とも関わるものだが、文書が公的なものか、私的なものか、という、（イ）用途による分析が考え得る。山本真吾（二〇〇六）は、僧侶が発給する文書における副詞「タトヒ」の表記について、「縦」字と「設」字の選択基準を分析し、「縦」字が申状や起請文、解などに使用される一方、「設」字は書状の例が多いことから、「より公的な

文書が私的な文書かという文章の性格によって使い分けの存する場合があるように思われる」と指摘している（五八七～五八八頁）。また、原卓志（一九八九）も、漢語「一定（イチヂヤウ）」の『鎌倉遺文』所収文書における用例について、「副詞用法の「一定」が見られる文書は書状・消息のような私的な性格を有する文書が大部分であり、その他は上申文書に限られている」のに対して、「副詞用法以外の用法が見られる文書は、書状の占める割合が…<sup>略</sup>…低くなっており」「公的性格の強い、上意下達文書が含まれている」ことを指摘している（一二〇～一二二頁）。山本氏が「文書を公・私の別に二分すること自体に無理が存するけれども」という断りを入れている（五八七頁）ように、「公的／私的」という概念は単純に区別できるものではないが、どのような意味で公的／私的という概念を用いているのか、という説明を明確に行えば、枠組みとして一定の妥当性は担保できるものと思われる。その点の説明は改めて行うことにして、公的／私的という用途の枠組みも使用したい。

最後に、（ウ）文体、という枠組みが考え得る。この枠組みは、日本語史の研究においては、さほど一般的ではない。しかし、佐藤喜代治（一九七六）が、古文書の文体を「宣命書」「漢文」「記録体」「候文体」「仮名文」の五種に分類したように、古文書の中にも多様な文体があり、どのような文体で使われたのかという点を探ることには意義があるだろう。佐藤氏の分類は、表記による区分（「宣命書」「仮名文」と語彙・文法上の区分（「漢文」「記録体」「候文体」）が混在しているという面はあるものの、古文書の文体の特徴を簡潔にまとめており参考になる。本稿では、佐藤喜代治氏の挙げた文体の一つである「候文体」という区分に着目して、当該文書が「候」を使用している文体（＝「候」使用文書）か、していない（＝「候」不使用文書）文体か、という枠組みによる分析を試みたい。

これらのほかにも、文書発給者の社会的属性、性別、地域、といった位相の枠組みも設定できるだろう。特に、文書発給者の社会的属性という枠組みは、山本真吾（二〇〇六）第二章第一章第五節により、副詞「タトヒ」の漢字表記として、「縦」字は発給者の社会的属性に関係なく使用されるのに対し、「設」字は発給者が僧侶である場合に集中することが明らかにされており、有効性が証明されている。本稿では、（ア）文書様式、（イ）用途、（ウ）文体という三つの枠組みを設定したが、位相的な枠組みからの検討は、今後の課題である。

#### 第四項 「目出（メデタシ）」「使用文書の様式・用途・文体

以上の三つの枠組みに基づいて、「目出（メデタシ）」の使用状況を分析し、「目出（メデタシ）」がどのような範囲の文書に使用されているのかを考えていく。

まず、（ア）文書様式<sup>1</sup>の分析から始める。「目出（メデタシ）」の使用されている文書を、文書様式によって分類してみると、【表2】のようになる。この際、様式の変化が見てとれるよう、鎌倉期の用例と、南北朝期の用例を分けた。実際には、「目出（メデタシ）」の使用されている文書には年号が記されていないことが多く（後述）、文書の年代は資料集の編者の推定によるところも多い。よって、数字は厳密なものではないが、大まかな傾向を捉えることは可能と考えた。

文書様式としては、書札様文書が大半であり、その中で書状【例16】が最も多く、奉書【例17】と書下【例18】がそれに次ぎ<sup>13</sup>、請文・挙状【例19】・注進状がそれに



次ぐ。「請文・挙状・注進状」というのは練れない分類ではあるが、「可有御披露候」のような披露文言を持ち、「御宿所」「御奉行所」といった機関名が宛所となる上申用の書札様文書を一括した分類である<sup>14</sup>。また、奉書には、北畠親房の袖判御教書などを含み、書下には、感状、軍勢催促状、巻数返事といった多様な内容を含む。

書札様文書のほかには、申状の例、申状の草案への書き入れ（その他）の例があるが、少数である。また、この結果から、解、牒、符などの公式様文書や、官宣旨、下文、下知状などの下文様文書、讓状、売券、置文などの証文類には、「目出（メデタシ）」は全く見られないことがわかる。

【表2】「目出（メデタシ）」使用文書の様式

| 年代            | 文書様式  |    |    |           |      |     |
|---------------|-------|----|----|-----------|------|-----|
|               | 書札様文書 |    |    |           | 上申文書 | その他 |
|               | 書状    | 奉書 | 書下 | 請文・挙状・注進状 | 申状   |     |
| ～1333         | 81    | 9  | 0  | 1         | 2    | 1   |
| 1334<br>～1394 | 297   | 30 | 22 | 4         | 0    | 0   |

【例16】（【例1】再掲）真經寺藏法華經紙背文書・貞永元（一二三二）年一〇月一〇日  
尊性法親王書状（『鎌倉遺文』六卷四三九六号）

御遜讓之儀、如<sub>レ</sub>思食<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>遂候之条、先以目出候、忝可<sub>二</sub>参入<sub>一</sub>候之处、尊性拝堂、乍<sub>二</sub>私事<sub>一</sub>難<sub>二</sub>黙止<sub>一</sub>候之間、遅参之条、旁恐思召無<sub>レ</sub>極候、日来両会無為執行候了、去夜罷下候、大札等山上御祈、殊抽<sub>二</sub>肝胆<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>尽<sub>二</sub>精誠<sub>一</sub>候云々、来十四日御幸始一定候歟、如<sub>レ</sub>此事等、今一寺之間、相<sub>二</sub>扶窮屈<sub>一</sub>、可<sub>二</sub>参入<sub>一</sub>候之由、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>洩披露<sub>一</sub>、尊性敬言上、

十月十日

尊性上

進上人々御中

【例17】『中臣祐賢記』弘安三年八月七日条・弘安三（一二八〇）年八月六日左衛門尉  
康長奉書（『鎌倉遺文』一九卷一四〇四六頁）

銀花事、弁殿御返事到来、

銀花事、申入候了、御不審之处、被<sub>二</sub>注進<sub>一</sub>候、目出候之由、所<sub>レ</sub>候也、恐々、

八月六日

左衛門尉康長

【例18】 白河集古苑所藏白河結城文書・康永二（一三四三）年一〇月二日石塔義房軍勢催促状案（『南北朝遺文 東北編』一卷六八七号）

（端裏書）「石塔入道殿御教書案」

去八月十九日、被<sub>レ</sub>挙<sub>二</sub>御旗<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>申候条、尤以目出候、抑催<sub>二</sub>具一族并一揆輩<sub>一</sub>、早速参<sub>二</sub>御方<sub>一</sub>、致<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>者、建武式年以前知行地、各不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>之由、去二月廿五日自<sub>二</sub>京都<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>御教書<sub>一</sub>之旨承畢、将又本領所職事、曆応五年四月廿七日被<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>御教書<sub>一</sub>之由、同以承候了、彼条々、可<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>其旨<sub>一</sub>候、一切不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

康永二年十月二日

沙弥

結城修理権大夫殿

【例19】 吉成尚親氏所藏茂本文書・建武四（一三三七）年九月一八日桃井貞直挙状（『南北朝遺文 関東編』一卷七五二号）

（異筆）「充所」

（茂）木越中弥三郎知政、属<sub>二</sub>貞直手<sub>一</sub>、今年（建武四）（三）月五日下午野国下条原合戦、中間（人討死、一人被<sub>レ</sub>薨、同四月一日宇都宮々隱原合戦御敵五人打<sub>二</sub>取之<sub>一</sub>、家人口井九郎秀知令<sub>二</sub>討死<sub>一</sub>、同七月四日小山庄乙妻、真々田原合戦致<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>、同八日於<sub>二</sub>常州関城合戦<sub>一</sub>、（知）政親父越中入道明阿養子茂木彦六知顯令<sub>二</sub>（打）死<sub>一</sub>之条、令<sub>二</sub>見知<sub>一</sub>候畢、如<sub>レ</sub>此軍忠拔郡（群）候之上者、速恩賞御沙汰候者、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>目出<sub>一</sub>候、彼知政軍忠之口、若偽申候者、可<sub>二</sub>罷<sub>一</sub>蒙

八幡大菩薩御罰候、以此旨、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御披露<sub>一</sub>候、恐惶（謹）言、

建武四年九月十八日

兵庫助貞直（花押）

進上 御奉行所

以上の結果から、「目出（メデタシ）」は書札様文書への偏りが大きいが、書札様文書の中で、書状だけでなく、奉書、書下、請文、挙状などにも広がっていたと言えるだろう。また、この結果から、「書札様文書」という文書様式の区分が、「目出（メデタシ）」の使用と深く関係しているようにみえる。ただし、実は、これら書札様文書の中でも、「目出（メデタシ）」はある文体的特徴を持つ文書に偏っており、書札様文書でもその文体的特徴を持たない文書にはほとんど使用されないという傾向がある。この点は、（ウ）の文体での検討の際に述べることにする。

次に、（イ）用途の検討に移る。本稿では、「公的／私的」という枠組みを用いる上で、当該文書に年号が記されているか、記されていないか、という観点をを用いる。非常に単純化した理解ではあるものの、年号が記されていない文書は一時的な役割を果たすことが期待されているのに対し、年号が記されている文書は保存されて永続的な役割を果たすことが期待されていると言える。よって、あくまで傾向としてはあるが、年号が記されていない文書は私的な内容に傾き、年号が記されている文書は公的な内容に傾く、と言える。

本来であれば、年号が記されているかどうかという検討は、その文書が正文であるか、案文（または写）であるか、の検討を最初に行い、仮に案文に年号が記されていれば、最初から記されていたのか、あるいは後から記されたのか、といった点を厳密に検討していかなければならない。しかし、【表2】に整理した全ての文書について、この検討を行うことは、稿者の能力では難しい。本稿では、あくまでも便宜的な方法ではあるが、年号が記されることが一般的に少ない様式、一般的に多い様式、に分けて、「目出（メデタシ）」が

一般的に少ない様式と多い様式にそれぞれぐらゐ使用されているか、という方法を用いる。例えば、公式様文書、下文様文書、証文類は年号が記されることが一般的に多い様式であり、書札様文書の場合、書状は年号が記されることが一般的に少ない様式であるが、書下は年号が記されることが一般的に多い様式である。

このような観点で、【表2】をもう一度見てみると、鎌倉期には書状の例が大半であることから、年号が記されることが少ない文書での使用が中心であり、私的な用途に傾いていると言える。一方、南北朝期には、書下の例が多くなり、年号が記されることが多い文書での使用がある程度にみられることから、公的な用途に多少傾くようになったと言える。

また、南北朝期には、年号を書き込まれて保存された、公的な用途の書状も見えるようになる。【例20】は、戦功を賞した書状の例<sup>1)</sup>であり、年号が記された時期・経緯は不明だが、内容・保存形態から公的なものと認識されて保存されていたことがうかがえる。

【例20】小代文書・建武四（一二三七）年五月一九日佐竹重義感状（『南北朝遺文 九州編』一卷九四八号）

菊池与党杉本宰相房被<sup>三</sup>討<sup>二</sup>取<sup>一</sup>之<sup>一</sup>候、目出候、急速可<sup>レ</sup>令<sup>三</sup>進博多<sup>一</sup>候、恐々謹言、  
（追筆）「建武四」五月十九日 重義（花押）

小代八郎次郎殿代

以上の点から、用途という観点から見た場合、「目出（メデタシ）」は鎌倉期から南北朝期にかけて―あくまでも書札様文書という範囲ではあるが―公的な文書でも使用されるようになったと言える。このことは、逆に言うと、公的か私的かという枠組みは、「目出（メデタシ）」の使用をそれほど厳密に特徴づけるものではない、ということである。

最後に、（ウ）文体の検討に移る。前項で述べたように、本稿では、「目出（メデタシ）」のみられる文書が、「候」使用文書か、「候」不使用文書か、という点に着目してみたい。すると、「目出（メデタシ）」のみられる文書四四五通のうち、実に四四三通が、「候」を使用していることに気づく。【例16】～【例20】の五通の文書も、いまいちど確認すると、全て「候」を使用している。

そして、このような文体上の偏りによって、（ア）文書様式、（イ）用途の特徴も説明することができると考える。「目出（メデタシ）」は「候」使用文書に偏るため、一般的に「候」を使用する文体である書状には多く使用される。一般的に「候」を使用しない公式様文書や下文様文書には使用されない。書札様文書のうち書下については、【例18】のように「候」を使用するものも多少あり、ここには「目出（メデタシ）」も使用される。また、このことによって、公的内容で使用されることも説明できると言える。ただし、書下は「候」を使用しないことも多いため、現存数に比べると「目出（メデタシ）」はさほど使用されていないのである。

## 第五項 今川了俊の発給文書における「目出（メデタシ）」

前項の内容について補足を行う。「目出（メデタシ）」は「候」使用文書に偏る、と言ったが、この「偏り」を言うためには、現存文書全体を見渡した時に、「候」使用文書の総数が、「候」不使用文書の総数ほど多くない、ということの確認が必要である。

また、「目出（メデタシ）」が「候」不使用文書に使用されにくい、という点も、「候」不使用文書には内容上「目出（メデタシ）」のような語が必要とされなかったのか、それとも

別の何らかの語がその代わりを果たしていたのか、という点への説明が必要である。

本来であれば、一三〇一四世紀の現存文書の全体を対象として述べるべきであるが、やはり稿者の能力を超える。ここでは、「目出(メデタシ)」を多く使用した人物に着目して、その人物が「候」使用文書と不使用文書をそれぞれどのぐらい使用しているか、「候」不使用文書にはどのような語が使用されているか、ということを検討してみたい。ここでは、南北朝期に室町幕府の九州探題を務め、幕府による九州の平定に活躍した武士、今川了俊(貞世)を取り上げる。

『南北朝遺文』(九州編・中国四国編)から今川了俊の発給文書を集めると、本稿の言う漢字文書三一七通があった。これらを、「候」使用文書／不使用文書によって分けると、「候」使用文書は八六通、「候」不使用文書は二三一通となる。そして、全体としては三割弱ほどに過ぎない。「候」使用文書にのみ、「目出(メデタシ)」二三例(一九通)が使用されているのである。

さらに、「候」不使用文書における語にも着目してみる。前掲【例20】では、敵を討ち取ったという戦功をほめたたえる語として「目出(メデタシ)」が使用されていた。そこで、「候」不使用文書において、戦功をほめたたえる語にどのような語が使われているのかに着目すると、「神妙(シンベウ)」【例21】や「感悦(カンエツス)」といった語が使用されているのである。「候」不使用文書に「神妙(シンベウ)」は二三例(二三通)、「感悦(カンエツス)」は三例(三通)使用されている。

【例21】入江文書・応安七(一二三七四)年十一月六日今川了俊感状(『南北朝遺文 九州編』五卷五一四三号)

豊前国城井合戦之時、自<sub>二</sub>最前<sub>一</sub>令<sub>二</sub>在陣<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>対治之期<sub>一</sub>、致<sub>二</sub>忠節<sub>一</sub>、親類若党数輩被<sub>レ</sub>疵云々、尤<sub>レ</sub>神妙、此趣可<sub>二</sub>注進<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

応安七年十一月六日 沙弥(花押)

田原上(下)野権守殿

以上より、限られた範囲ではあるが、「候」使用文書の総数は「候」不使用文書の総数ほど多くないにもかかわらず、「目出(メデタシ)」は「候」使用文書に偏っていることがわかった。また、「目出(メデタシ)」が「候」不使用文書に使用されにくい、というのは、「候」不使用文書には内容上「目出(メデタシ)」のような語が必要とされなかったわけではなく、「神妙(シンベウ)」「感悦(カンエツス)」といった語がかわりに使用されているということがわかった。

## 第六項 第四節のまとめ

以上、本節では、「目出(メデタシ)」使用文書を文書史的に検討し、「候」使用文書に偏って使用される、という特徴を指摘した。

以上の特徴を、(A)「和化漢文の語彙の変化は、どのような範囲の資料に生じているのか」という問いに照らし合わせた場合、どのようなことが言えるだろうか？ 一つの見方としては、「目出(メデタシ)」は「候」使用文書に偏っているため、変化の範囲は文体的に限定されていた、と捉えることができる。もう一つの見方としては、「候」が使用されている範囲では、書状だけでなく、書下、挙状、請文といった多様な様式に用いられ、公的な内容の文書にも使用されるというように変化の範囲が拡大した、と捉えることもできる。

この二つの見方はいずれも成り立つものであり、むしろ、このような両面性が、(A)「和化漢文の語彙の変化は、どのような範囲の資料に生じているのか」という問いに対する答えであると考へたい。すなわち、和化漢文の語彙の変化は、無制限に起こるわけではなく、かといって狭い範囲にとどまるわけでもなく、一定の文体的制限を受けながら、その文体とともに拡大していった、と考へるわけである。

なお、一五世紀以降の「目出(メデタシ)」に、様式、用途、文体の上でどのような特徴があったのかは今後の課題としたいが、一五世紀には契約状【例22】や寄進状の例が見られるようになり、やはり「候」を使用していることを指摘しておきたい。一五世紀にも、「候」使用という文体の範囲で様式の拡大が起こっていたことを示す事例と言える。

【例22】永享三(一四三一)年二月一〇日上山景高契約状(『大日本古文書』『小早川家文書』一巻一〇四号)

先日申承候間之事、皆々御同心目出候、仍契約之条之事、

一、公方御公事守護役、同心可<sub>レ</sub>申談一事、

一、惣領方之大事、依<sub>二</sub>時宜<sub>一</sub>同心申談可<sub>レ</sub>立事、

一、契約衆有<sub>二</sub>他人合力<sub>一</sub>時、共可<sub>二</sub>合力<sub>一</sub>事、

一、惣領方兄弟親類引分被<sub>二</sub>扶持<sub>一</sub>候時、難<sub>レ</sub>叶由同心可<sub>レ</sub>申事、

一、此同心之中、若法非<sub>(まぎ)</sub>之事申仁候者、寄合申可<sub>二</sub>口入仕<sub>一</sub>事、

右、如<sub>レ</sub>此契約申候条々、若偽候者、

伊勢、熊野、八幡、当国巖嶋天神御照覧候へ、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>違変之儀<sub>一</sub>候、仍契約之状如件、

永享三年(辛亥)二月十日

景高(花押)

## 第五節 語史的検討

### 第二項 古文書における「目出(メデタシ)」の発話機能

続いて、本節では、「和化漢文の語彙の変化」の原理と話し言葉との関わりを考へるといふ目的のもと、(B)「和化漢文の語彙の変化は、話し言葉の歴史とどのように関係するか」という問題を考へていきたい。そのために、古文書における「目出(メデタシ)」の用法を、話し言葉における「メデタシ」の用法と比較し、その位置づけを考へていく。

これについても、分析の枠組みは色々と思はれるが、まずは実例の観察から始めたい。【例23】は、今川了俊が「武雄社大宮司」に対して発給した文書で、自身のために行ったと思われる祈禱行為に対して「目出(メデタシ)」という評価を伝えている。

【例23】武雄神社文書・(南北朝期)三月十一日今川了俊巻数返事(『南北朝遺文 九州編』六卷六四〇二号)

巻数一枝到来候(了)、祈禱事、殊目出候、恐々謹言、

三月十一日

了俊(花押)

武雄社大宮司殿

ここから、【例23】の「目出(メデタシ)」という語は、文書の発給者が受給者に対して感謝を伝えるために使用されており、語用論分野の用語を用いて表現するならば、『感謝』という発話機能を果たしている、と見えようである。

右の説明に対して、二点、補足を行う。まず、古文書の言語は書記言語であるため、音

声言語の「発話機能」という用語は実際には当てはまらない。ただし、文書を通じた対人的な書記言語のやり取りは、対人的な音声言語に準じて考えることができる面が大きいと考え、語用論分野での一般的な用語である「発話機能」という用語を特に断りなく用いる。また、本稿における《感謝》という発話機能の定義については、山岡政紀・牧原功・小野正樹（二〇一八）による、「参与者Bが参与者Aによってもたらされた利益に対する肯定的評価を参与者Aに伝えること」（二二頁）という定義に従う。

次に、【例23】のような例の存在は、「メデタシ」が、現代共通語における「ありがとう」のような、《感謝》の発話機能として確立した表現となっていたことを示すものでは必ずしもない。実際のところ、【例23】のような「メデタシ」は、相手の行為、または相手の行為によってもたらされた事物に対する《賞賛》の色合いが強いものであつて、《賞賛》を伝えられるような相手の行為や事物が、場合によって自身に対して利益を与えるものでもある場合に、結果として《感謝》の発話機能を持ったのだと思われる。その意味で、現代共通語の分析をもとに抽出された《感謝》という発話機能をそのまま適用することには問題もあると予想されるが、一定の妥当性と意義はあると考え、以上のような問題点に留意しながら分析を進めたい。

そのうえで、【例23】のように、《感謝》という発話機能を果たしていると解釈できる「目出（メデタシ）」は、【例24】を管見の限りの初見として、鎌倉期に一〇例、南北朝期に一〇例の用例が見られた。あくまでも文書の文面からの判断であるため、個々の用例には検討を要する面も大きい。一三世紀後半以降の漢字文書において、「目出（メデタシ）」が《感謝》の発話機能を持つ語として盛んに使用されていたことはうかがえるだろう。

【例24】（【例17】再掲）『中臣祐賢記』弘安三年八月七日条・弘安三（一二八〇）年八月六日左衛門尉康長奉書『鎌倉遺文』一九卷一四〇四六頁）

銀花事、弁殿御返事到来、

銀花事、申入候了、御不審之處、被<sub>レ</sub>注進<sub>一</sub>候、目出<sub>レ</sub>候之由、所<sub>レ</sub>候也、恐々、

八月六日

左衛門尉康長

## 第二項 話し言葉における「メデタシ」の発話機能

それでは、古文書において「目出（メデタシ）」が《感謝》の発話機能を持つということ、話し言葉における「メデタシ」の語史との関係のうえで、どのように位置づけられるのだろうか？ 以下、各時期の話し言葉がある程度に反映していると思われる、平安期の和文や説話、鎌倉期の説話や軍記物語、室町期のキリシタン資料や狂言等の「メデタシ」の用例から、《感謝》の発話機能を持つ例を集めることによって、話し言葉における「メデタシ」の発話機能について考える。

本稿で全用例を調査した資料と、各資料における「メデタシ」の用例数は、【表3】の通りである。この他にも、多少の資料を追加して検討を行う。

さて、前項では、《感謝》の定義を、「参与者Bが参与者Aによってもたらされた利益に対する肯定的評価を参与者Aに伝えること」とした。そのうえで、山岡政紀・牧原功・小野正樹（二〇一八）には、《感謝》という発話機能が発動するための語用論的条件として、「参与者Aは現に参与者Bに利益を与えていること」という条件が示されている（二二頁）。この条件をさらに細かく分析するならば、「メデタシ」が《感謝》の発話機能を持つ

ためには、「メデタシ」という語が使用される際に、(a)「メデタシ」が参与者Bから参与者Aに対する発話に使用されている」、(b)「参与者Aの行為はすでに実現している」、(c)「参与者Aの行為は参与者Bに利益を与えている」という条件が必要となると考える。

【表3】一〇世紀～一六世紀の「メデタシ」の用例数

| 年代     | 資料         | 用例数 | 年代     | 資料        | 用例数 |
|--------|------------|-----|--------|-----------|-----|
| 10～12c | 竹取物語       | 4   | 13～16c | 古本説話集     | 36  |
|        | 伊勢物語       | 3   |        | 水鏡        | 19  |
|        | 大和物語       | 6   |        | 宇治拾遺物語    | 34  |
|        | 蜻蛉日記       | 8   |        | 建礼門院右京大夫集 | 2   |
|        | 宇津保物語      | 172 |        | 保元物語      | 3   |
|        | 落窪物語       | 35  |        | 平治物語      | 2   |
|        | 枕草子        | 139 |        | 延慶本平家物語   | 66  |
|        | 和泉式部日記     | 1   |        | 覚一本平家物語   | 52  |
|        | 源氏物語       | 212 |        | 十訓抄       | 37  |
|        | 紫式部日記      | 8   |        | 古今著聞集     | 53  |
|        | 栄花物語       | 738 |        | 沙石集       | 52  |
|        | 堤中納言物語     | 7   |        | とはずがたり    | 7   |
|        | 更級日記       | 6   |        | 徒然草       | 18  |
|        | 大鏡         | 66  |        | 増鏡        | 150 |
|        | 讃岐典侍日記     | 13  |        | 世阿弥自筆能本集  | 3   |
|        | 今昔物語集      | 188 |        | 中華若木詩抄    | 5   |
|        | 打聞集        | 4   |        | 湯山聯句抄     | 3   |
|        | 法華百座聞書抄    | 7   |        | 天草版平家物語   | 8   |
|        | 金沢文庫本仏教説話集 | 6   |        | 虎明本狂言     | 168 |
|        | 今鏡         | 45  |        |           |     |
|        | 書陵部本宝物集    | 6   |        |           |     |
|        | 三教指帰注      | 7   |        |           |     |

よって、「メデタシ」の用例が《感謝》の発話機能を持つかどうかを確かめるには、個々の用例が右の三条件に合致するかどうかを確認していけばよい。しかし、(a)(b)の二条件は、文脈からある程度まで確定させることができるのに対し、(c)は個別的な解釈を要する用例が多い。また、(a)についても、会話文か、心話文か、地の文か、という点が明らかでない例もある。よって、まずは、(a)の判断を慎重に行いつつ(a)(b)の二条件に合致する用例を集め、そのうえで、(c)の条件に合致するかどうかをさらに個別的に検討していきたい。

【表4】に示した資料のうち、少なくとも(a)(b)の二条件に合致すると解釈できた用例数は、『源氏物語』二例、『栄花物語』一例、『大鏡』二例、『保元物語』一例、延慶本『平家物語』二例、『十訓抄』二例、『古今著聞集』四例、『沙石集』一例、虎明本狂言一一

例となる。(a)(b)の二条件を満たす「メデタシ」は、一一世紀頃から多少見られ、一三世紀以降に増加する傾向が見てとれる。

そのうえで、個々の用例を検討していく。まず、一一―一二世紀の用例については、(c)の条件に合致する用例は多くない。【例25】【例26】は『源氏物語』の用例で、【例25】は夕霧が花散里に対し、「あなたのお心がけは、「めでたい」ものと拝見しております」と言う発話、【例26】は雲居雁が夕霧に対して、「あなたが「めでたい」様子が好色でいらつしやるところには、私は一緒にいることもできない身なので…」と言う発話である。これらの「メデタシ」は、相手の様子を賞賛する機能、あるいは皮肉を言う機能で使用されているが、『感謝』の発話機能で使用されているとは言い難いように思われる。

【例25】『源氏物語』「夕霧」267650\_154290

「…なほ南の殿の御心用ゐこそ、さまざまにありがたう、さてはこの御方の御心などこそは、めでたきものには見たてまつりはてはべりぬれ」など、ほめきこえたまへば、

【例26】『源氏物語』「夕霧」274970\_158680

「…何心もなう言ひなしたまふも心やましうて、めでたきさまになまめいたまへらむあたりにあり経べき身にもあらねば、いづちもいづちも失せなむとす」

また、【例27】は、『大鏡』の語り手どうしのやり取りで、大犬丸(繫樹)が世継の物語に対して「めでたし」と言う発話、同じく『大鏡』の【例28】は、母后(藤原穩子)が朱雀天皇に対して、「こうして天皇の位についていらつしやるご様子は、私の思う通り、「めでたく」うれしいことである」と言う発話である。いずれも、当該の発話全体から『感謝』の発話機能を読み取ることとは不可能ではないかもしれないが、やはり相手の行為や様子に対する賞賛の色合いが強く、自身に利益を与える行為に対して述べられているとはいいたいように思われる。

【例27】『大鏡』1630\_1050

「…(略)…まづ帝王の御つづきを覚えて、次に大臣のつづきはあかさむとなり」と言へば、大犬丸をとこ、「いでいで、いといみじうめでたしや…(略)…」

【例28】『大鏡』38610\_23740

母后の御もとに行幸せさせたまへりしを、「かかる御有様の思ふやうにめでたくうれしきこと」など奏せさせたまひて、「今は東宮ぞかくて見聞こえまほしき」と申させたまひけるを、

その中で、【例29】の『栄花物語』の例は、藤原道長が僧侶たちに布施として絹を配ったのに対し、僧侶たちが「今回のお布施のような「めでたい」ことは、まだ拝見したことがあります」と言う例である。直後に「年来の風病も退散するでしょう」と言っていることからすると、「メデタシ」という評価の対象は「自分たちへの布施の手厚さ」というより「風病を退散させるほどの功德の大きさ」と解されるため、やはり相手の行為に対する『感謝』というよりも『賞賛』の例と考えるのが穏当だろう。ただし、【例25】く【例28】に比べると、自身への利益を強く感じさせる例であることは確かであり、『感謝』の萌芽的な例と考えておきたい。

【例29】『栄花物語』二二三・一八二

「…(略)…このきぬ(絹)は、風病のおもさになさけなくしあつめて侍べるを、わかちたてまつるなり」との給はせてくばらせ給へば、僧達いみじうかしこまり申(し)給、「と



しごろおほやわたくしのさるべきお(を)り(折)、まい(あ)りつかうまつるに、このたびの御ふせの様にめだきことはなん、まだみ給へざりつる、としごろの風病ことはり申てまかりさりぬべかめり」と申(し)給、

なお、対話場面であれば、自身に明らかに利益を与えた人物の行為を「メデタシ」と評価する例は存在する【例30】。平安期の「メデタシ」は、『感謝』の発話機能を持たない意味的な制約があったというよりは、単にそのような用法があまり慣習化されていないかと想像される。藤原浩史（一九九四）は、平安期の和文における『感謝』の表現について、「待遇的敬意の度合いの高い順に」、「カシコシ」などの「畏敬の念を表明する」表現、「カタジケナシ」などの「相手に対する感情を表明する」表現、「ウレシ」などの「自分自身の心情を表明する表現」、「ヨシ」などの「相手の行為の評価」の表現が使い分けられていたことを明らかにしている（四五頁）。これら「カシコシ」「カタジケナシ」「ウレシ」「ヨシ」といった語が『感謝』に使用されていた段階では、「メデタシ」はいまだ勢力を得ていなかったのだろう。

【例30】『落窪物語』15040\_9160

おとど、他御子どものつかうまつりたまふは、ものとも思さず、大将殿の北の方添ひおはするを、うれしと、いみじうめでたきものに思して、添ひまゐりたまひける、

次に、一二世紀の用例を検討する。鎌倉期において（a）（b）を満たす用例についても、依然、（c）の条件に合致すると言える用例は多くない。『十訓抄』の【例31】は、老尼が、詩会に集まった貴族たちに対し、「今夜のお遊びは、とても「めでたく」、涙もとまりません」と言う発話である。この「メデタシ」も、やはり、相手の行為を賞賛する機能で使用されているが、自身への利益に対して述べられているとは言い難いように思われる。

【例31】『十訓抄』1950\_1280

「今夜の御遊び、いといとめでたくて、涙もとまり侍らぬに、この詩こそ、及ばぬ耳にも僻事を詠じおはしますかな、と聞き侍れ」

ほかに（a）（b）を満たす例は『保元物語』、『古今著聞集』、延慶本『平家物語』にもあるが、いずれも（c）を満たしているとはやはり言いがたいように思われる。特に【例32】は、出家を遂げたいという夫の申し出に対して「めでたい」と評価しつつ、それは「私にとっても「うれしき」ことだ」と述べており、自らの利益を述べる場合には「メデタシ」とは別に「ウレシ」という語を用いる点が注目される。

【例32】『古今著聞集』一一・四二三・三三六2

妻がもとへゆきていふやう、「…(略)…この廿貫の錢をもて齋料にして、念仏申て、ごしやう(後生) たすからんとおもふなり…(略)…」といへば、妻、「かへすゞめでたくおもひとりたまひたり、まことにこの世はつねならねば、さ様におもひとりたまへる事、わがためもうれしき事也」とて、ゆるしてければ、

ただし、【例31】【例32】のように、その場にいる相手の行為に言及する例は増えているようであり、この点では『感謝』に近づいているものと評価できるかもしれない。その中で、【例33】の『沙石集』の例は、『感謝』の発話機能の早い例と言える可能性がある。【例33】は、雪の降る中で東大寺にやって来た御室（法助）に対し、大衆たちが「足駄をお脱ぎください」と要求する中、「足駄を脱がなくてもかまいません」と気遣いをしてくれた大衆の一人に対して、御室のお供の人々が「めでたく」申してくれた」と言う例である。こ

の例は、発話であるかどうかという点に疑いが残り、やはり確実な例とは言いがたいが、自身（やその上位者）に対する利益が確実に認められる行為に対する評価であるため、仮に発話であると解すれば《感謝》の早い例と言える。

【例 33】『沙石集』一二・一六才 9

〔開白〕<sup>（開田）</sup>ノ（准）后御室ノ、東大寺ニシテ御受戒ノ時キ、雪ヲ<sup>（オ）</sup>ビタ、シクフリテ、石壇ノ上マデ風フキ雪ツモレリ、石壇ノ上ニハ足太ハカ又事ナカ<sup>（まま）</sup>レバ、「アノ御足太ヌガレ候へ〜」ト大衆ドモ云ケリ、或ル大衆ノ申ケルハ、「田舎大衆カナ、ヨリニコソヨレ、只メサレ候へ」ト申ケレバ……<sup>（略）</sup>…供奉ノ人々、「ユ、シク目出ク申ツル大衆カナ」トテ尋ケレバ、

そして、中世末期になると、《感謝》の発話機能を持つと解釈できる用例がさらに見えるようになる。虎明本狂言の【例 34】は、夫の懇願によって離縁を思いとどまった妻に対し、夫が「めでたい」と言う例であり、明らかに《感謝》の発話機能で使われていると言える。

【例 34】『虎明本狂言』15320\_9630

「さらハぜひに及ばぬ、それ程におしやるに、いやとハ申まひもどりませう」「近比めでたひ、はじめて御めにかゝつた心がいたす」

【例 34】を含め、虎明本狂言に《感謝》の例は七例みられ、中世末期までに《感謝》の発話機能が発達したことが見て取れる。さらに、一四世紀〜中世末期において《感謝》の発話機能と解される例は、『太平記』や『四河入海』、『醒睡笑』などの資料にも確認することができた（【例 35】〜【例 37】）。これらの例も、相手の行為や事物に対する《賞賛》の色合いはなお強いように感じられるものの、自身や自身の属する組織への利益は確実に想定される場面と解釈できる。

【例 35】西源院本『太平記』一六・四三七 8

美濃権守佐重ト云（フ）者……<sup>（略）</sup>…向フ敵ノ中ヲ押分々々、播磨国ノ方ヘゾ通ケル、船坂ヨリ入（ル）大勢共、「是ハ何者ゾ」ト尋ケレバ、「是ハ搦手ノ案内者仕タル者ニテ候ガ、合戦ノ様委ク新田殿ニ申入候ハン為ニ、早馬ヲ打（チ）候也」ト答ケレバ、打逢（ツ）数千騎ノ勢共、「目出度候」ト感ジテ、道ヲ開テゾ通ケル、

【例 36】『四河入海』六ノ二・五四ウ

隣カラ肴ヲ送ゾ、其ヲ何ゾト思ヘバ、鼈ヤ、クチナハヤナンドゾ、イヤナキタナイ物ゾ、サレドモ人ノ贈物ヲ<sup>（ト）</sup>思テ、クウテ、「ア、目出タヤ」ト云ゾ、「隣翁鼈鼈蛇、亦復強取醉」への抄文）

【例 37】『醒睡笑』六・二三五 4

隣より五ツ六ツなるむすこ元日に来り、「小歌をうたはふ」といふ、夫婦ながら悦びあいし、「目出たや、うたふてきかせよ」と所望しなければ、

さらに、中世末期に「メデタシ」が《感謝》の発話機能を持つ場合があったことは、当時、日本を訪れていた宣教師の観察からも知ることができる。『日葡辞書』の「Medetaj」の意味として、「gracias（感謝）」という説明があり、「メデタシ（イ）」が《感謝》の発話機能で使用されていたことを示唆する記述となっている。

以上より、《感謝》の発話機能を持つ「メデタシ」は、一一世紀から萌芽的な例が見え、中世末期までにある程度の勢力を持ったと考えることができる。また、『沙石集』や『太平

記』の例から、その成立は一三世紀後半から一四世紀頃が想定できそうである。『栄花物語』の用例を初例とすれば成立は一一世紀まで遡ることができるが、平安期には「メデタシ」の用例が非常に多い中での一例であるため、少なくとも一四世紀以降の用例が和文の用例を規範にしたものとは考えにくいように思われる。本稿の定義に沿って、一四世紀頃に成立し、中世末期にかけて使用された話し言葉の要素とみなすことは可能だろう<sup>16</sup>。

### 第三項 第五節のまとめ

以上、本節では、「目出（メデタシ）」を語史的に検討し、「目出（メデタシ）」が《感謝》の発話機能を持つという点から、漢字文書と話し言葉との関係を考えて。一四世紀以降の用例はいまだ断片的な指摘の域を出ず、それ以前の用例の解釈もおお検討の余地がある。しかし、一四世紀以降の種々の資料に用例が見られるようになることから、これが一四世紀頃に成立した話し言葉の要素であり、ここに古文書と話し言葉との共通点があるという点は指摘できると考える。

この特徴を、(B)「和化漢文の語彙の変化は、話し言葉の歴史とどのように関係するか」という問いに照らし合わせた場合、どのようなことが言えるだろうか？ 《感謝》の発話機能を持つ例は、漢字文書での成立時期（一三世紀後半）と、話し言葉での成立時期（一三世紀後半〜一四世紀頃）が近接している。評価はなお慎重に行われる必要があるが、当代成立の話し言葉の要素によって、文語体の話し言葉性を考えようとする本稿の立場に照らしても、和化漢文の変化が話し言葉を取り入れる形で起こったという可能性を指摘することは可能だろう。また、前節の検討と合わせた形で結論づけるならば、和化漢文の語彙の変化は、「特定の文体に、話し言葉を反映させる形で生じる」とまとめることができようである。

## 第六節 和化漢文における古文書の「目出（メデタシ）」の位置づけ

### 第一項 公家日記における「目出（メデタシ）」

本稿の最後に、古文書の「目出（メデタシ）」が、公家日記などを含めた和化漢文全体からどのように位置づけられるか、という問題を考えたい。第二節第二項では、「静的なカテゴリーに即して言語現象の整理を行い、それをもとに資料カテゴリーの再構成を図る」という目標を掲げていたが、第四節で行った「静的なカテゴリーに即した言語現象の整理」を踏まえて、「資料カテゴリーの再構成を図る」のが本節の目的である。

改めて確認すると、古文書において、「目出（メデタシ）」は「候」使用文書に偏って使用されていた。そのうえで、もし、公家日記に「目出（メデタシ）」が目立つた文体的特徴を持たずに使用されているのなら、古文書の中でも「候」使用文書が和化漢文の変化を反映し、「候」不使用文書が変化を反映しにくい特殊な文体だったということになる。逆に、公家日記に「目出（メデタシ）」があまり使用されていなかったり、あるいは何らかの文体的特徴を持って使用されていたりするのなら、「候」使用文書が和化漢文の中でも特殊な文体として発達していたということになる。

そこで、公家日記から「目出（メデタシ）」の用例を集め、その特徴について考えてみよう。【表4】は、一〇〜一四世紀頃の公家日記から、「目出（メデタシ）」の用例数を整理したものである。一三世紀頃から、「目出（メデタシ）」が徐々に使用されるようになったこ

とが知られる。

【表4】公家日記における「目出（メデタシ）」

| 年代              | 資料     | 用例数 |
|-----------------|--------|-----|
| 10c<br>～<br>11c | 貞信公記   | 0   |
|                 | 九暦     | 0   |
|                 | 小右記    | 0   |
|                 | 御堂関白記  | 0   |
|                 | 左経記    | 0   |
|                 | 春記     | 0   |
| 11c<br>～<br>12c | 後二条師通記 | 0   |
|                 | 中右記    | 0   |
|                 | 殿暦     | 0   |
|                 | 兵範記    | 0   |
|                 | 山槐記    | 0   |
|                 | 愚昧記    | 0   |
| 12c<br>～<br>13c | 玉葉     | 1   |
|                 | 猪隈関白記  | 0   |
|                 | 岡屋関白記  | 0   |
|                 | 民経記    | 0   |
| 13c<br>～<br>14c | 勤仲記    | 4   |
|                 | 実躬卿記   | 6   |
|                 | 師守記    | 41  |
|                 | 愚管記    | 5   |
|                 | 後愚昧記   | 1   |
|                 | 実冬公記   | 0   |

そのうえで、公家日記の「目出（メデタシ）」の用例を観察すると、【例38】のような「申云々」や、または「状云々」のような、会話または文書を引用した部分に集中する、という傾向が認められる。【表4】に整理した五八例のうち、確実に地の文と判断できる例（【例39】）は五例に過ぎず、大半の例は会話または文書を引用した部分に使用されているようである。

【例38】『勘仲記』弘安元（一二七八）年七月一四日条

自<sub>二</sub>御室一行任法眼為<sub>三</sub>御使一<sub>レ</sub>参、被<sub>レ</sub>申云、「昨日儀無為無事目出候、御参会事、相<sub>二</sub>叶建永、正嘉之嘉例一、為<sub>レ</sub>寺尤面目候、大師御筆故令<sub>レ</sub>進候」、以<sub>二</sub>薄様一裹<sub>レ</sub>之、

【例39】『師守記』貞治四（一二六五）年六月二八日条

今朝文殿助豊参入、今夕小除目、分配外記良種被<sub>レ</sub>申<sub>三</sub>子細一之間、令<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>藤康隆一之處、申<sub>二</sub>領状一之旨申<sub>レ</sub>之、領状目出被<sub>レ</sub>答了、

ここから、古文書において「候」使用文書に偏る」という文体的特徴を持っていた「目出（メデタシ）」は、公家日記においては、「会話・文書引用部分に偏る」という文体的特徴を持っていたことがわかる。公家日記において、例えば「神妙」や「珍重」のような語が地の文にも多く使用されていることから、「目出（メデタシ）」の偏りがうかがえる。

なお、「会話または文書を引用した部分」について、個々の用例が会話のやり取り（＝音声言語）だったのか、文書のやり取り（＝書記言語）だったのか、ということは判断が難しい場合が多い。しかし、【例38】のように会話のやり取りだった可能性が高いものも見られた。ここから、古文書における「候」使用文書は、和化漢文の中でも特殊な文体として発達していたと同時に、それは音声言語を反映した文体という性質を持っていた、ということが想定できるのではないだろうか。

## 第二項 引付などの記録類における「目出（メデタシ）」

「候」使用文書が音声言語を反映する文体だったことを示唆する事例は、引付、事書、夢記といった記録類における使用状況にも見て取ることができる。

第四節では『鎌倉遺文』や『南北朝遺文』といった資料集を用例収集に使用したが、この際、第二節第二項で「古文書」を「当事者から、他者に対して、他動的に、伝達を行う書面」と定義した関係上、評定の議事録である引付をはじめとする記録類は、用例数の整

理からは除外していた。

ここで、第二節第二項で参照した杉本氏の整理に倣い、「記録」を「当事者から、当事者に対して、他動的に、伝達を行う書面」と定義したうえで、第四節で使用した資料集から改めて「記録」に相当する資料の「目出（メデタシ）」の用例を探ると、「引付」二点二例、「仰詞聞書」一点二例、「評定事書」「夢記」「日記」各一点一例の用例が見られた。

それぞれの記録が作られた背景や具体的な手続きは様々であり、一律に規定できるものではない。ただし、【例40】のような引付は、会議の議事録である点、やはり音声言語との近さを示しており興味深い。

【例40】東寺百合文書ル・嘉元三（一三〇五）年八月一八日東寺評定事書『鎌倉遺文』二九卷二一九五〇号）

…（略）…

七月晦日御評定趣、平野殿下司清重□事、

可<sub>レ</sub>三問<sub>二</sub>答預所貞清衆徒覚願房<sub>一</sub>子細事、

一 下司清重可<sub>レ</sub>三備<sub>二</sub>進卅結之科料<sub>一</sub>、此員教令<sub>二</sub>対捍<sub>一</sub>、清重者、於<sub>二</sub>治定之遍<sub>一</sub>者甘結、此分尚以令<sub>二</sub>難渋<sub>一</sub>者、追可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御評定<sub>一</sub>事、

一 松茸任<sub>二</sub>清重之請文<sub>一</sub>、毎年無<sub>二</sub>懈怠<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>三進<sub>二</sub>濟寺家<sub>一</sub>之条、可<sub>レ</sub>二目出<sub>一</sub>之由事、是者、可<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>清重安堵之有無事<sub>一</sub>歟、

…（略）…

富田正弘（二〇一二）によると、評定引付は、宣命書をとる詔書や宣命、天皇・院に対する政務決済の記録である奏事目録などと並び、「音声そのものあるいはその要約を記録する」書面であるとされる（三〇七〜三一三頁）。富田氏は、このような「音声そのものあるいはその要約を記録する」書面は、「必ずしも音声だけの記録でなく、情景や主観の記録をも含」む日記とは区別されるものである、と指摘している（三一三頁）。

富田氏の指摘は、記録類において「目出（メデタシ）」が使用されるのが、公家日記の地の文などとは異なる、特に音声言語を記録した部分であることを裏付けるものと言えるだろう。ここから、古文書における「候」使用文書は、公家日記などを含めた和化漢文の中でも特殊な文体だったこと、その文体は、記録類の中でも音声言語を記録した部分と共通性を持っており、音声言語を反映した文体として位置づけられること、を本節の結論としておきたい。

## おわりに

以上、本稿では、「和化漢文の語彙の変化」がどのように起こるのかという問題を、借字表記語「目出（メデタシ）」を素材として考えてきた。まとめにかえて、本稿の結果から得られる展望について述べたい。

まず、「目出（メデタシ）」使用文書の文書史的検討からは、「目出（メデタシ）」は「候」使用文書に偏って使用されるということを指摘した。このことは、従来、和文や漢文訓読文と並列されてきた和化漢文という文体カテゴリーの中で、さらに「候」体」とでも言える新たな文体カテゴリーが生み出されていたことを示唆する。

佐藤喜代治氏の整理からも、「候文」という文体カテゴリーの存在はすでに知られているが、このようなカテゴリーが、「候」使用文書／不使用文書の間での語彙の対立という具体

的な特徴を有していたこと、そしてこのような特徴が遅くとも一三世紀には形成されていたことを示した点に、本稿の検討の意義があるものと考ええる。今後、なぜこのような文体系カテゴリーが形成されたのかという問題を、歴史的な観点からも検討していきたいと考えている。

次に、「目出（メダシ）」の語史的検討からは、『感謝』の発話機能で使用するという、一四世紀頃成立の話し言葉の要素が古文書に取り入れられていたという可能性を指摘した。本稿は鎌倉・室町期の話し言葉との関係を示唆した点に意義があるものと考えるが、中世における和化漢文と話し言葉との共通点については、形式名詞「条（ドウ）、補助動詞「被成（ナサル）」等が古記録の用語から話し言葉へと発達するという堀畑正臣（二〇〇七）の指摘があり、それほど目新しいものではない。ただし、和化漢文と話し言葉との共通点という現象に対する解釈として、和化漢文の語彙が話し言葉に取り入れられたとする堀畑氏の見解と、「平安古記録の用語の一部はその当時から「公的会話語」であり：（略）：時代が降ると記録語が「口頭語化」したわけではない」という可能性を提示する山本真吾（二〇〇八）の見解があり（八一頁）、いまだ解釈が定まっていないように見受けられる。

私見では、今回の『感謝』の発話機能で使用される「目出（メダシ）」は、古文書での初見と説話・軍記物語での初見にさほどの時代差がなく、山本真吾氏の言う「公的会話語」のように捉えるのが妥当であるように思われた。ただし、「口頭語化」にせよ「公的会話語」にせよ、その実態の整理と、そのような語が発達するメカニズムの解明が期待される。そのためには、和化漢文の話し言葉の要素が、より一層明らかにされることが必要だろう。本稿の検討がその呼び水になることを期待して、本稿を閉じることとする。

## 【注】

1 よって、本稿が借字表記語彙に着目するのは、「借字表記がなされるような、非正字的語である」という語彙的特徴に基づくものであり、「借字表記がなされる」という表記特徴に基づくものではない。その意味で、本稿の問題意識によって検討する語が「借字表記」語彙である必要は必ずしもない。そのうえで、あえて借字表記語彙に着目しているのは、非正字的語であることによって、和化漢文の変化が端的に示されている語彙であると考えたからである。

2 和化漢文において「目出」字で表記される「メダシ」を「目出（メダシ）」と表記し、資料や表記に関わらず「メダシ」に言及する場合は「メダシ」と表記する。

3 本稿で引用する漢文には、稿者の読解に基づいて返り点を施している。

4 「変体漢文」という一つの文体系カテゴリーを認めるかどうかということ自体、これを積極的に認めて検討を行う立場もある一方、原裕（一九九六）は、「変体漢文」という名が、ある範囲の和文資料が「一つの文体系」の下に成っているとされるような意味での文体系であると見るにはその基礎があまりに弱い、そうした一群の文献を指して、書式について、正式漢文に対しての外形上の類似に基づいて消極的に名付けられた名称であったということを、忘れてはならないのである」という注意を促している（一一八頁）。

5 日本語訳は佐藤信夫訳（一九五九）による。また、「文体系」という語の定義や、日本語文体系研究への応用の基本的あり方については山本真吾（二〇〇六）序論第三節第一項に詳しく、本稿もこれに多くを負う。

6 磯貝淳一（二〇二〇）一二頁では、この旨が明確に説明されている。

7 金文京（二〇一〇）第三章に、東アジア各地域の「変体漢文」の事例が広く紹介されている。なお、金氏はこうした「変体漢文」を使用する文化圏という意味合いで、従来の「漢字文化圏」に代わる「漢文文化圏」の概念を提案している（二三〇頁）。本稿では「漢文」という用語を、専ら日本語文を意味する術語として使用した関係上、従来の「漢字文化圏」という概念を用いたが、金氏の提

案には賛同するところが大きい。

8 このことは、いささか極端な例ではあるが、「正格漢文」を「漢文訓読文」、「和化漢文」を「和文」、「和習」を「和文語」と置き換えてみるとイメージしやすい。確かに、漢文訓読文に「和文語」が例外的に含まれるからと言って、ただちにそれが和文であると考えことは適当でないし、まして中国語から日本語への転換が起こったということはない。しかし、和文語の含有量を基準として、和文語の少ない方の極を「漢文訓読文」、多い方の極を「和文」と捉えたうえで、含有量に応じた適当な線引きをしつつ両者を連続的に捉えるということは、平安期の文体に対する考え方としての外れなものではないだろう。なお、大川孔明（二〇二三）に代表される計量的研究は、このような連続性を数字的に把握するイメージを喚起したという点でも有益であるように思われる。

9 山本真吾（二〇一七）は、「訓点資料に用いられた「訓点語」は、漢文訓読という場に結びつけられる限りにおいて、それは、「漢文をよむ時の言語」即ち「漢文訓読語」であり、当時の日常会話語からは遠く、一種の文章語であるという見方は首肯される」（一二頁）としつつ、漢籍訓点資料に見られる「アキナフ」「カイハサム」といった一部の語について、「卑近で平俗な意味を持つこれらの語は：（略）：日常平俗の会話語という位相になったのではあるまいか。それが、漢籍の、史書などの叙事的文章の訓読にはときに必要となる場合があつて用いられることがあつた」（一八頁）という可能性を指摘しており、漢文訓読語にも様々な位相があることに注意を促している。

10 堀畑正臣（二〇〇七）第一部第二章で検討された形式名詞（条（デウ））などはこの事例と言えるだろう。

11 もちろん、これは本稿が関心を持つ文法・語彙の現象に限った話である。音韻的な話し言葉要素は、古辞書、訓点資料といった、文法・語彙的には規範的な資料の中にも、規範の弛緩として実現し得る。

12 ただし、できる限り多くの例を検討対象とするために、追而書などの本文と一線を画する箇所へのみ仮名表記自立語がある文書、固有名詞や書止文言にのみ仮名表記がある文書、活用語尾にのみ仮名表記がある文書、活字資料では仮名表記となつているが漢字表記との区別をつけにくい自立語（「か様」「さ様」など）がある文書を、「漢字文書」に準ずるものとして、これに含めてい

13 書状、奉書、書下の区別は、本稿では次のような方法をとった。まず、「く之由所候也」「依仰」のような、上位者の意向を受けたことを示す文言（奉書文言）がある場合は奉書とした。奉書文言がない場合、（ア）「く之状如件」という書止文言を持つ、（イ）（あくまで活字本による検討ではあるが）書下年号である、の二つを満たす場合は書下とし、いずれかを満たさない場合は書状とした。また、奉書文言はないものの、一般的には奉書に使われる「執達如件」という書止文言を持つ文書については、奉書と書下の中間的なものと言えるが、本稿で収集したこのような事例は内容的には全て巻数返事であり、巻数返事は一般的には奉書より書下の事例が多いと思われるため、本稿では書下とした。

14 これらは相田二郎（一九四九・一九五四）の分類においては「上申文書」の下位分類とされているが、宛所を奥上に記す点などから書札様文書の系統に属すると言える。相田二郎（一九四九）七九三頁にも、【例19】と類似する吹率状について、「書式は皆書札式である」とされている。

15 【例20】は、南北朝内乱期に、足利方の九州探題の配下で活動した佐竹重義によるものである。漆原徹（一九九八）は、この感が書状様式で出された理由について、「自身が守護・大将の権限で一定領域の指揮下国人に対して感状発給を行ったものではなく、彼らの権限に抵触せぬように書状を用いたものであろう」としている（一九七頁）。

16 ただし、これらが本稿の定義上の「話し言葉要素」ではあつても、より突き詰めて、話し言葉としてどのような性質なのかという点には、なお検討の余地がある。虎明本狂言の七例のうち四例が謙譲語または対者敬語（「御座ル」または「候」）と共起していること、【例35】も対者敬語「候」と共起していること、【例36】も不本意な状況の下で気を遣って感謝を述べていることなどからうかがえるように、打ち解けた場面での話し言葉というよりは、改まった場面での話し言葉であるような印象を受ける例が多い。本稿では「改まった」という概念を明確に定義するところまで至らなかったが、《感謝》の発話機能で使用される「メダタシ」の、話し言葉としての特徴として指摘しておきたい。

## 【利用資料】

※用例収集の際に利用した資料を(▽として)記す。◆訓点資料—大谷大学本『三教指帰注集』長承点…佐藤義寛(一九九二)『三教指帰注集の研究』大谷大学(▽築島裕(編)(二〇〇七～二〇〇九)『訓点語彙集成(一～八)』汲古書院、天理図書館本『三教指帰』久寿点…太田次男(一九八八)『磬聲指帰と三教指帰—付・天理図書館蔵仁平四年写本の翻字—』『成田山仏教研究所紀要』一二、醍醐寺本『遊仙窟』康永点…『古典籍索引叢書』(▽築島裕(編)(二〇〇七～二〇〇九)『訓点語彙集成(一～八)』汲古書院、『古今目録抄』…顯真(著・東京国立博物館(編集)『古今目録抄(一～四)』(東京国立博物館(編)「法隆寺献納宝物特別調査概報」三五～三八)東京国立博物館／◆古辞書—観智院本『類聚名義抄』…「新天理図書館善本叢書」(▽正宗敦夫(編)(一九三八～一九四六)『類聚名義抄(仮名索引)一～四』(日本古典全集)日本古典全集刊行会、黒川本『色葉字類抄』…中田祝夫・峰岸明(編)(一九六四)『色葉字類抄…研究並びに索引』風間書房(▽同書収載索引)、十卷本『伊呂波字類抄』…「大東急記念文庫善本叢刊、『運歩色葉集』…中田祝夫・根上剛士(一九七二)『中世古辞書四種研究並びに総合索引(影印篇)』風間書房、『弘治二年本節用集』…中田祝夫(一九七四)『印度本節用集古本四種研究並びに総合索引(影印篇)』(古辞書大系)勉誠社、『日葡辞書』…勉誠(制作)(二〇一三)『日葡辞書…キリシタン版…カラー影印版』勉誠出版(▽土井忠生・森田武・長南実(編訳)(一九八〇)『日葡辞書…邦訳』岩波書店を参考として使用)、◆往来物—『高山寺本古往来』…「高山寺資料叢書」、『和泉往来』…「古典索引叢書」、『雲州往来』(宮内庁書陵部本)、『釈氏往来』、『貴嶺問答』…「十二月往来」…「異本十二月往来」…「新撰遊覚往来」…「異制庭訓往来」(いずれも東書文庫本)…「国書データベース」掲載写真、『東山往来』…「菅丞相往来」…「新十二月往来」…『御慶往来』…「南都往来」…「日本教科書大系」…「垂髪往来」…「十二月消息」…三保サト子(二〇〇三)『寺院文化圏と古往来の研究』(笠間叢書 三四八)笠間書院、『手習覚往来』…神奈川県立金沢文庫(編)(一九九二)『秘儀伝授…金沢文庫テーマ展図録』神奈川県立金沢文庫、『弟子僧往来集』…「書陵部資料目録・画像公開システム」掲載写真、『山密往来』…「原裝影印古典籍複製叢刊」、『庭訓往来』…「新日本古典文学大系」／◆古文書—「平安遺文」一～一巻(▽東京大学史料編纂所データベース)、「鎌倉遺文」一～四巻・「東寺文書」一～二巻(▽東京大学史料編纂所データベース)、「南北朝遺文」(九州編)一～七巻・「中国四国編」一～六巻・「関東編」一～七編・「東北編」一～二巻、「大日本古文書」(高野山文書)一～八巻・「石清水文書」一～六巻・「東寺文書」一～一八巻・「東大寺文書」一～二四巻・「醍醐寺文書」一～一七巻(▽東京大学史料編纂所データベース)／◆公家日記…『貞信公記』、『九暦』、『小右記』、『御堂関白記』、『後二条師通記』、『殿暦』、『愚昧記』、『民経記』、『猪隈関白記』、『岡屋関白記』、『実躬卿記』、『愚管記』、『後愚昧記』、『実冬公記』…「大日本古記録」(▽東京大学史料編纂所データベース)、『左経記』、『春記』、『兵範記』、『山槐記』…「増補史料大成」(▽データベースれきはく)、『勘仲記』、『師守記』…「史料纂集」(▽Japan knowledge)『玉葉』…「国書刊行会」(▽福田豊彦(監修)(一九九九)『吾妻鏡・玉葉データベース [CD-ROM] 新訂増補国史大系本』吉川弘文館／◆和文・軍記・説話・狂言等…『竹取物語』、『伊勢物語』、『大和物語』、『蜻蛉日記』、『落窪物語』、『枕草子』、『和泉式部日記』、『源氏物語』、『紫式部日記』、『堤中納言物語』、『更級日記』、『大鏡』、『讃岐典侍日記』…国立国語研究所(二〇一三)『日本語歴史コーパス 平安時代編Ⅰ仮名文学』(短単位データ1.3長単位データ1.3)、『宇津保物語』…宇津保物語研究会(編)(一九七三)『宇津保物語…本文と索引 本文編』笠間書院、『宇津保物語研究会(編)(一九七五)『宇津保物語…本文と索引 本文編』笠間書院、『宇津保物語研究会(編)(一九八六)『宇津保物語…本文と索引 本文編』武蔵野書院(▽高知大学文学部国語史研究会(編)(一九八五)『栄花物語…本文と索引 本文編』武蔵野書院(▽高知大学文学部国語史研究会(編)(一九八五)『栄花物語…本文と索引 自立語索引篇』武蔵野書院



院)、『今昔物語集』：「新日本古典文学大系」(▽「新日本古典文学大系」収載索引)、『打聞集』：東辻保和(一九八二)『打聞集の研究と総索引』(本篇)『清文堂出版』(▽同書収載索引)、『法華百座聞書抄』：小林芳規(編)(一九七五)『法華百座聞書抄総索引』武蔵野書院(▽同書収載索引)、『金沢文庫本仏教説話集』：山内洋一郎(編著)『仏教説話集の研究』金沢文庫本『汲古書院』(▽同書収載索引)、『今鏡』、『水鏡』、『醒睡笑』：『笠間索引叢刊』(▽「笠間索引叢刊」収載索引)、『書陵部本』『宝物集』：月本直子・月本雅幸(編)(一九九三)『宮内庁書陵部蔵本宝物集総索引』(古典籍索引叢書)汲古書院(▽同書収載索引)、『三教指帰注』：築島裕・小林芳規(編)(一九八〇)『中山法華経寺蔵本三教指帰注総索引及び研究』武蔵野書院(▽同書収載索引)、『古本説話集』：山内洋一郎(編)(一九六九)『古本説話集総索引』武蔵野書院(▽同書収載索引)、『宇治拾遺物語』、『十訓抄』、『徒然草』：国立国語研究所(二〇一六)『日本語歴史コーパス 鎌倉時代編Ⅰ説話・随筆』(短単位データⅠⅡ)長単位データⅠⅡ、『建礼門院右京大夫集』・『とはずがたり』：国立国語研究所(二〇一七)『日本語歴史コーパス 鎌倉時代編Ⅱ日記・紀行』(短単位データⅠⅡ)長単位データⅠⅡ、『平治物語』・『平治物語』・『平治物語』：国立国語研究所(二〇二二)『日本語歴史コーパス 鎌倉時代編Ⅲ軍記』(短単位データⅠⅡ)長単位データⅠⅡ、『古今著聞集』：『日本古典文学大系』(▽有賀嘉寿子(編)(二〇〇二)『古今著聞集総索引』)『笠間索引叢刊』笠間書院、『沙石集』：『市立米沢図書館デジタルライブラリー』掲載写真、延慶本『平家物語』：北原保雄・小川栄一(編)(一九九〇)『延慶本平家物語 本文篇(上・下)』勉誠社(▽北原保雄・小川栄一(編)(一九九〇)『延慶本平家物語 索引篇(上・下)』勉誠社、西源院本『太平記』：鷲尾順敬(校訂)(一九三六)『太平記』西源院本『刀江書院』(▽西端幸雄・志甫由紀恵(共編)(一九九七)『土井本太平記』本文及び語彙索引 本文篇(上・下)・索引篇(一・二) 勉誠社を参考として使用)、世阿弥自筆能本：月曜会(編)『世阿弥自筆能本集 校訂篇』岩波書店、『中華若木詩抄』：如月寿印(著)・福島邦道(編・解説)(一九八三)『中華若木詩抄』笠間書院(▽深野浩史(編)(一九八三)『中華若木詩抄』文節索引)、『笠間索引叢刊』笠間書院、『湯山聯句鈔』：来田隆(編)(一九九七)『湯山聯句抄』本文と総索引 清文堂(▽同書収載索引)、『四河入海』：岡見正雄・大塚光信(編)(一九七二)『抄物資料集成 第2巻』第5巻『清文堂出版』(▽「抄物資料集成」収載索引)、『天草版』『平家物語』：国立国語研究所(二〇二四)『日本語歴史コーパス 室町時代編Ⅱキリシタン資料』(短単位データⅠⅡ)長単位データⅠⅡ、虎明本狂言：国立国語研究所(二〇一六)『日本語歴史コーパス 室町時代編Ⅰ狂言』(短単位データⅠⅡ)長単位データⅠⅡ

## 【文献】

相田二郎(一九四九)『一九五四』『日本の古文書(上・下)』岩波書店  
石井進(一九九五)『文書史料論』網野善彦・石井進・谷口一夫(編)『中世資料論の現在と課題』(「帝京大学山梨文化財研究所シンポジウム報告集 考古学と中世史研究」四)名著出版  
磯貝淳一(二〇二〇)『和化漢文にみる書記言語の特質について』『後二条師通記』本記・別記の文体差から『言語の普遍性と個別性』一  
岩淵悦太郎(一九五五)『書簡文の歴史覚書』『言語生活』五一  
漆原徹(一九九八)『中世軍忠状とその世界』吉川弘文館  
大川孔明(二〇二三)『古代日本語文体の計量的研究』(「日本語学会論文賞叢書」四)武蔵野書院  
小山登久(一九九六)『平安時代公家日記の国語学的研究』おうふう  
辛島美絵(二〇〇三)『仮名文書の国語学的研究』清文堂出版

——(二〇一〇)『古代の〈けしき〉の研究 古文書の資料性と語の用法』清文堂出版

ピエール・ギロー(著)・佐藤信夫(訳)(一九五九)『文体論:ことばのスタイル』(文庫クセジュ)二五八)白水社

金文京(二〇一〇)『漢文と東アジア—訓読の文化圏』(岩波新書 新赤版)一二六二)岩波書店

後藤英次(二〇一五)『平安時代の記録体の言語の基盤に日常口頭語があるとはどういうことか』『中央大学文学会論叢』一

小林芳規(一九八八)『鎌倉時代の口頭語の研究資料について』鎌倉時代語研究会(編)『鎌倉時代語研究 一一』武蔵野書院

櫻井光昭(一九八八)『仮名交じり文4 説話集—『古事談』の漢字とことば—』佐藤喜代治(編)『中世の漢字とことば』(漢字講座)6)明治書院

笹原宏之(二〇二二)『日本製漢字の造字法 付・朝鮮(韓国)製漢字の造字法』日本漢字学会(編)『漢字系文字の世界 字体と造字法』花鳥社

佐藤喜代治(一九七六)『古文書の文体』佐藤進一(編)『古文書入門/花押・印章総覧/総索引』(『書の日本史』九)平凡社

佐藤進一(一九九〇)『日本中世史論集』岩波書店(初出:同(一九七六)『中世史料論』『日本史研究の方法』(岩波講座日本歴史)別巻二)岩波書店

杉本一樹(一九九八)『古代文書と古文書学』皆川完一(編)『古代中世史料学研究(上)』吉川弘文館

鈴木恵(一九八二)『原因・理由を表す「間」の成立』『国語学』一二八

——(一九九五)『和化漢文における時の形式名詞について』鎌倉時代語研究会(編)『鎌倉時代語研究 一八』武蔵野書院

田島優(二〇一七)『「あて字」の日本語史』風媒社

田中草大(二〇一九)『平安時代における変体漢文の研究』勉誠出版

——(二〇二四)『日本漢文における「和習」概念の問題点とその克服』『国語と国文学』一〇一・

### 三

築島裕(一九六九)『平安時代語新論』東京大学出版会

土井光祐(一九九一)『明恵上人関係法談聞書類の本文の性格について』『訓点語と訓点資料』八七

——(一九九三)『講義と聞書及びその言語意識とについて—明恵と喜海との言説をめぐって—』

『中央大学国文』三六

——(一九九五)『高山寺関係聞書類の資料的性格と学統—講説聞書と伝授聞書とをめぐって—』『訓点語と訓点資料』九五

——(二〇〇七)『明恵関係聞書類における「口語」と「文語」の混在と機能』『文学』八・六

富田正弘(二〇一二)『中世公家政治文書論』吉川弘文館

西田隆政(二〇二〇)『日本語の「文体」研究の「用語」を見直す—「口語体」「文語体」と「話しことば」「書きことば」と「位相」—』『甲南国文』六七

野村剛史(二〇一一)『話し言葉の日本史』(歴史文化ライブラリー)三二二)吉川弘文館

原卓志(一九八九)『漢語「一定」の意味用法について』鎌倉時代語研究会(編)『鎌倉時代語研究 一一』武蔵野書院

原裕(一九九六)『変体漢文の近称指示代名詞の用字について』『訓点語と訓点資料』九七

潘曉琦(二〇二四)『「有」「在」を通して見た平安時代の古記録の個性』『国語国文』九三・五

- 半沢幹一（二〇〇三）「文章・談話の定義と分類」佐久間まゆみ（編）・北原保雄（監修）『文章・談話』（朝倉日本語講座）七）朝倉書店
- 福島直恭（二〇〇八）『書記言語としての「日本語」の誕生…その存在を問ひ直す』笠間書院
- 藤原浩史（一九九四）「特集…感謝のことば—平安和文の感謝表現」『日本語学』一三・八
- 堀畑正臣（二〇〇七）『古記録資料の国語学的研究』清文堂出版
- 峰岸明（一九八六）『平安時代古記録の国語学的研究』東京大学出版会
- （二〇二二）『新装版 変体漢文』吉川弘文館（初版：一九八六年、東京堂出版）
- 村井章介（二〇一四）『中世史料との対話』吉川弘文館
- 山岡政紀・牧原功・小野正樹（二〇一八）『（新版）日本語語用論入門…コミュニケーション理論から見た日本語』明治書院
- 山口佳紀（一九九三）『古代日本文体史論考』有精堂出版
- 山田孝雄（一九一四）『平家物語の語法』国定教科書共同販売所
- 山本真吾（二〇〇六）『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』汲古書院
- （二〇〇八）『書評』堀畑正臣著『古記録資料の国語学的研究』『日本語の研究』四・四
- （二〇一四）『鎌倉時代口語の認定に関する一考察 延慶本平家物語による証明可能性をめぐる』石黒圭・橋本行洋（編）『話し言葉と書き言葉の接点』ひつじ書房
- （二〇一七a）『吾妻鏡』の文体—変体漢文という記述方法について—『季刊悠久（第二次）』一五〇
- （二〇一七b）「訓点特有語と漢字仮名交じり文—延慶本平家物語の仮名書き訓点特有語をめぐる—」『訓点語と訓点資料』一三九
- Yamamoto Shingo. (2024) Japanized written Chinese : Its features and contribution to the history of the Japanese language. In Bjarke Frellesvig and Kinsui Satoshi. (eds.) *HANDBOOK OF HISTORICAL JAPANESE LINGUISTICS* : pp. 509-521. Berlin/Boston: De Gruyter Mouton
- 拙稿（二〇二三）「和化漢文における借字表記語彙の展開—古文書の「目出」を例に—」『訓点語と訓点資料』一五一の内容を、大幅に加筆・修正したものです。山本真吾先生をはじめ、審査委員の先生方より貴重なご意見を賜りました。記して厚く御礼申し上げます。なお、本稿はJSPS 科研費 24KJ0587 の助成を受けたものです。
- 点資料』一五一

# 【付記】

本稿は、拙稿（二〇二三）「和化漢文における借字表記語彙の展開—古文書の「目出」を例に—」『訓点語と訓点資料』一五一の内容を、大幅に加筆・修正したものです。山本真吾先生をはじめ、審査委員の先生方より貴重なご意見を賜りました。記して厚く御礼申し上げます。なお、本稿はJSPS 科研費 24KJ0587 の助成を受けたものです。